

平成 24 年 6 月 18 日開会

第 2 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
6月18日(月)	
議長開会の挨拶	5
町長提案理由の説明	6
議案審議	20
6月19日(火)	
休会	
6月20日(水)	
休会	
6月21日(木)	
一般質問	
・3番議員	23
幼保小中学校の危機管理について	
・11番議員	33
若者の定住対策	
防災・減災のまちづくり	
美波町総合計画	
・8番議員	50
未来を創る人づくり施策について	

見 出 表	頁
・ 7 番 議 員	54
病院建設作業の行程と内容について。	
一次産業の振興（耕作放棄地・休耕田対策・後継者対策）について	
防災対策について	
6 月 22 日（ 金 ）	
議案審議	72
追加議案	75
町長提案理由の説明	76
議案審議	77
閉会中の継続調査申出書について	94
議長閉会の挨拶	94

平成 24 年 6 月 18 日 美波町議会第 2 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	今津 秀貴	消防防災係長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
地域振興室長	小坂 進	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教 育 次 長	海司 広幸
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	鶴木 敏夫
教育委員長	原田 村美	監 査 委 員	青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】2件

報告第5号 平成23年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 平成23年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

【条例議案】4件

議案第43号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第13号）

議案第44号 美波町暴力団排除条例の制定について（条例第14号）

議案第45号 美波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
（条例第15号）

議案第46号 美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（条例第16号）

【補正予算議案】4件

議案第47号 平成24年度 美波町一般会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成24年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成24年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成24年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）

【人事議案】1件

議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

【追加議案】1件

議案第52号 美波町医療体制整備方針について

6月18日(月)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成24年第2回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはなにかとご多忙の折り、ご出席くださいますありがとうございます。ただ今の出席議員は13名です。定数に達しておりますのでこれより平成24年第2回美波町議会定例会を開催いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。5月29日・30日議長・副議長研修会に議長・副議長が出席しました。6月4日議会運営委員会を開催しました。6月12日病院事業特別委員会を開催しました。6月13日議会運営委員会及び防災対策特別委員会を開催しました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第1 会議記録署名議員の指名を議題といたします。会議記録署名議員の指名を行います。本定例会の会議記録署名議員は会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。7番北山議員・8番向山議員、両名を指名いたします。

日程第2 会議決定の件を議題といたします。会期につきましては去る6月13日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告をお願いいたします。

寺下委員長

1 1 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。6月13日午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。委員7名出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成24年美波町議会第2回定例会に上程予定の議案内容につきまして慎重に審議いたしました。結果会期は本日6月18日より6月22日までの5日間開催することに決定いたしました。なお今回の議会運営委員会までに提出されている請願・陳情等について議会運営委員会で審議を行った結果を報告いたします。常設型の美波町住民投票条例制定に関する請願については、総務産業建設常任委員会に付託することといたしました。外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の陳情書と拙速な人権救済機関設置法の制定に反対する意見書決議の陳情書、この2件については内容の写しを委員また委員外議員に配付いたしました。また前回の定例会からの継続審議となっていた美波町議会議員政治倫理条例に対する条文の修正と付記の要望書については、要望書の内容にもとづき審議した結果、条例については変更なく現行のまま

といたしました。次に議長から諮問を受けている議員定数の方向性については、今後も情報収集等につとめ、協議を継続し平成 25 年 3 月を目途に意見集約を行い、一定性の方向性を出すということを確認いたしました。

なお、一般質問の通告は本日の正午までといたしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議

長 お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から 6 月 22 日までの 5 日間とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって会期は本日から 6 月 22 日までの 5 日間と決定いたしました。なお請願につきましては、先ほどの議会運営委員長より委員長報告がありましたが、本日までに受理した請願はお手元にご配付いたしました請願文章表のとおり総務産業建設委員会に付託をいたしましたので、ご報告いたします。また会議予定につきましてはお手元に配付の日程表により、進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第 3 提案理由の説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は一覧表にありますとおり、報告議案 2 件、条例議案 4 件、補正予算議案 4 件、人事議案 1 件、計 11 件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。昨年より 18 日遅い梅雨入りとなりましたが、あじさいの花は日ごとに色を深めている本日、平成 24 年美波町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところであります。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、6 月 13 日の議会運営委員会において説明を致しました繰越明許費繰越計算書の報告議案 2 件、条例制定並びに改正に関する議案 4 件、平成 24 年度一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案 4 件、人事に関する議案 1 件の計 11 議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、各課(室)における事務事業の進捗状況の報告を申し上げます。

はじめに総務企画課関係であります。4 月 1 日付けの人事異

動についてご報告をいたします。3月31日をもって7名の職員が退職いたしました。合併後に策定した集中改革プラン（平成18年度～平成21年度）での定員管理計画に基づき、退職者の補充を行わず、職員の削減に取り組んできた結果、合併後5年間で21名の職員数の減少となっております。一方で、地方分権が進む中で権限移譲等により事務事業は益々増大する傾向にあることから、本年度において一般行政職3名、保育士3名を新規採用させていただき、去る5月22日の臨時議会において新採職員の紹介をさせていただいております。

また、病院事業を推進する組織の設置を検討していましたが、より機能的で効率的な事務運営を図るため、この後でご審議を頂きます美波町医療体制整備方針に基づく病院の統合・再編事業を担当する職員を総務企画課に2名配置いたしました。

次に、平成23年度からの繰越事業であります都市防災総合推進事業についてであります。ヘリポート建設のための防災基盤整備工事は、旧日和佐高等学校解体工事が3月19日に完成したことにより、3月27日に入札を執行し、海部土建協業組合が29,605,800円で落札しております。請負率は78.39%で、工期は平成24年8月13日までとしています。現在、盛土工は完了し、進捗率は約70%であります。

次に、役場北側の1号避難路整備工事については、同じく3月27日に入札を執行し、有限会社亀谷建設が8,448,195円で落札しております。請負率は78.39%で、工期は平成24年7月12日までとしています。現在、階段製作中であり、進捗率は約50%であります。

次に、宝木橋南側の3号避難路整備工事のうち擁壁工事については、同じく3月27日に入札を執行し、日浦建設が18,892,440円で落札しております。請負率は78.40%で、工期は平成24年7月12日までとしています。現在、土工工事は終わり擁壁工事に取り掛かっており、進捗率は約60%であります。

次に同じく3号避難路整備工事のうち避難タワー工事については、同じく3月27日に入札を執行し、有限会社亀谷建設が27,700,680円で落札しております。請負率は78.40%で、工期は平成24年8月13日までとしています。現在、避難タワー製作中であり、進捗率は約40%であります。

次に、3月定例議会でご報告させて頂きましたサテライトオフィス誘致関係であります。改修工事も順調に進み4月27日に完成し、翌5月7日には正式に「サイファー・テック株式会社

美波L a b」として開所され、現在所長さんお一人ではございますが、仕事を始められています。吉田社長が地元出身でもあり、地域との繋がりを大切にされており、5月4日には地元の方々との交流会も開催され、地域に密着した事業を進められておられます。

今後、内定されているお2人の方も3ヶ月程度の研修期間が終了しますと美波L a bにて仕事に就かれるとのことで、その後も地元雇用も含め社員を増やして行きたいと伺っております。また、吉田社長からは、美波町の魅力を生かした新しいワークスタイルを発信し、新しい生き方を模索する若者を雇用し、美波L a bを成功させることで新しい働き方を社会に広め、企業誘致などを通じて美波町の発展に寄与したいとの意向も伺っているところであります。

このような取り組みの中で、新たにIT関連のコンサルティング会社プライマルが美波町へ進出する意向を示され、現在全国から社員を募集している状況であります。町としては企業誘致の新たな取り組みとして積極的な支援を行うことといたしており、今議会にも予算を計上させて頂いております。

次に、地域がキャンパス推進事業についてであります。平成24年度から新たに徳島県との協働により「地域がキャンパス推進協議会」を設立し、「地」「学」「官」連携により取り組んでおります地域振興モデル事業については、6月2日、3日に「日中比較文化史演習」として四国大学の学生26名が薬王寺において一般公開されていない仏画やふすま絵などの宝物を調査・研究を行っております。この調査結果については、8月4日に町内において報告会を実施することとなっております。

また、徳島文理大学が取り組む「キャリアプログラム」については、第1回目を6月14日に美波町をキャンパスとして3つのプログラムを実施いたしております。一つは「観光ボランティアガイドの案内による地域資源を学ぶプログラム」、一つは「カレットでのウミガメ保護活動を学ぶプログラム」、もう一つは「赤松神社奉納吹筒花火の保存活動を学ぶプログラム」となっております。この取り組み結果として、町の活性化策等について提言を頂くこととなっております。第2回目は、6月28日に実施する予定であります。

なお、今後は由岐地区での地域活性化手法の研究や様々なテーマによる現地研修等が美波町内で行われることとなっております。

次に、地域おこし協力隊事業については、昨年 8 月から木岐地区に 1 名入って頂き、活動頂いているところでございますが、平成 24 年度事業として募集をかけたところ、2 名の応募があり、4 月 7 日に受入希望地区である阿部、伊座利両地区において面接を実施し、1 名の方が阿部地区で活動して頂くこととなりました。期間は最長で 3 年とし平成 27 年 3 月まで活動して頂くことといたしております。本町においては、過疎・高齢化が進み、地域力の低下が懸念されているところであり、地域おこし協力隊の活動により、新たな地域の再生と活性化が図られるよう今後も取り組んで参りたいと考えております。

次に、職員政策提案制度により、資産の有効活用を図るため、昨年 9 月から行っておりますインターネットによる公有財産等の売却についてであります。今年度 1 回目のオークションを行い、買い替えのため廃車となった消防車などが総額 397,060 円で落札されております。今後とも、公有財産の有効活用の一環としてインターネットオークションを進めることといたしております。

次に、職員研修についてであります。定住自立圏構想の取り組みの一つである職員研修参加交流事業については、4 月 17 日に阿南市で新規採用職員育成計画講座が開催され、美波町からも関係職員 3 名が参加し、指導者としての能力向上について研修を受講いたしております。今後も、これら研修を通じて公務員としての自己研鑽に努め、職員のスキルアップを図って参ります。

次に、姉妹都市交流についてであります。姉妹都市であるオーストラリアケアンズ市との交流関係では、ケアンズ市において姉妹都市交流のお世話をしております豪日協会のヘインズ会長ご夫妻が 6 月 11 日に当町に来町されまして、15 日までの 5 日間町内に滞在され、この間に役場、日和佐中学校、由岐中学校の表敬訪問や町内を見学して頂いたところであります。

また、歓迎会では今年 4 月に新市長になられたボブ・マニング氏からの親書と贈り物を頂きました。今後とも、こうした交流を通じ、姉妹都市としての交流を深めて参りたいと考えております。

次に、総合計画についてであります。まちづくりの最上位に位置づけられる計画である総合計画については、6 月 1 日に 4 業者から提出された企画提案書について書類審査による一次審

査を行い、6月12日に最終3業者からのプレゼンテーションによる二次審査を行い、委託業者を株式会社ぎょうせいに決定いたしております。

今後は、アンケート調査やワークショップなどを実施し、住民の意見が反映された計画、また、地方分権時代を迎え、町の役割と責任を重く受け止め、美波町の今後進むべきビジョンを示した総合計画の策定に取り組んで参りたいと考えております。業務期間は平成25年3月31日までといたしております。

議員各位におかれましても、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

次に、税務課関係でございますが、平成23年度の徳島滞納整理機構へ徴収移管しておりました5件の実績でございますが、移管滞納税額5,190,686円の内2,100,326円の納付がありました。移管件数5件の内、1件は完納となりましたが、残り4件は担税能力がなく収納額が少額にとどまったため、23年度の収納率は40.46%となり、平成22年度の収納率49.80%を下回る結果となりました。

なお、移管者の財産差押えにつきましては、不動産差押3件、生命保険解約返戻金差押1件、貯金差押え2件となっており、貯金の取立額は1,023,128円となっております。滞納者に対しては、引き続き徴収強化に取り組んで行く必要がありますが、今後共通法に徴収を実施するためには、適切な会計処理を行っておく必要があることから、23年度末においても不納欠損処分を行っております。

今回行った不納欠損の内訳は、軽自動車税で19件、100,800円、固定資産税で58件、9,751,170円、町民税で31件568,488円、国民健康保険税で100件、968,919円でございます。特に固定資産税が高額となっておりますが、その内容につきましては、倒産法人関係の欠損額が7件で8,155,600円となっており、欠損額全体の84%を占めております。

今回、既に時効の完成している町税について不納欠損処分を行ったわけですが、今後は負担の公平性を確保するために法令等に規定されている強行処分も辞さない覚悟で徴収に望むこととしており、本年度におきましても、徳島滞納整理機構への徴収移管者6名を決定し6月1日付けで移管したところでございます。なお、平成24年度に移管枠の見直しがあり、昨年度まで当町では5名の割り当てでしたが、1名増となり、今年度から6名となりました。徴収移管者の内訳は、移管継続者3名と新規

移管者 3 名としておりまして、移管滞納税額の総額は 5,342,860 円でございます。

次に、保健福祉課関係であります。木岐保育園調理室改修工事では 5 月 2 日に入札を執行し、「株式会社 菊谷組」が 1,817,550 円で落札し、工期については今月 26 日までとし、間もなく完成する見込みであり、7 月からは衛生面に配慮した調理室で、子どもたちに給食を提供できる予定としております。

また、平成 23 年度の特定健診・保健指導の実施状況の概要であります。特定健康診査の受診者は 729 名で受診率は 40.7% で、受診者のうち 101 人が特定保健指導の対象となり、うち 98 人対し保健指導を行っており実施率は 97% でありました。

平成 23 年度も、はじめて健診を受診された方が 53 人いますが、受診率が伸びない背景として毎年継続して受診しない方がいること、医療機関で治療中の人の健診受診率が悪いことがあげられます。

今年度は、特に受診者の少ない 40 歳代、50 歳代にも早期に介入し、生活習慣改善の意識づけを行うとともに、引き続き、特定健診の必要性を理解してもらい、生活改善につなげられるように、いろいろな対象に働きかけ、自分の体に対する関心と医療費抑制の意識づけに努め、さらなる受診率の向上に努めたいと思っております。

次に、産業振興課関係であります。農業関係では本年も 4 月 21 日に乙姫米の販売促進と、生産者と消費者との交流を目的に田植え体験を行い、徳島市などの親子 29 人を招待し、交流会を開催いたしました。

また、収穫期には稲刈りの体験を実施し、消費者と生産者の交流を深め乙姫米の更なる消費拡大に努めるよう計画しております。

商工観光関係では、2012「さくらまつり」を去る 3 月 25 日～4 月 10 日の間に行い、城山及び薬王寺の桜を楽しんでいただきました。また、イベントとして日和佐太鼓・お餅の接待・お茶会などを開催するなど大勢の方々に楽しんでいただいたところであります。

第 49 回「うみがめまつり」は、実行委員会などで協議を重ね 7 月 14 日（土）に行う事とし、海亀感謝祭・打上花火の外、桜町通りでは、ストリートパフォーマンスを計画しております。

また、第 13 回「ひわさうみがめトライアスロン」を 7 月 15 日（日）に開催し、美波町の魅力を全国に発信したいと考えてお

ります。

次に、昨年度日和佐道路開通記念イベントとして開催された「四国の右下」ロードライド 2011(自転車レース)は、「四国の右下」ロードライドイベント実行委員会第 1 回総会が 5 月 30 日に開催され、本年度は、まぜのおかオートキャンプ場を発着点として、海陽町・牟岐町・美波町・阿南市・那賀町を巡るセンチュリーコース 160 k m と海部郡 3 町を走るクリスタルコース 95 k m の 2 コースが、本年 9 月 23 日(日)に開催される事が決定いたしましたので、ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、海部郡 3 町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受け入れ等について、本年度の受入状況、予約状況につきましては、5 月 16 日～18 日の神戸市立岩岡中学校 161 名を皮切りに、5 月 20 日～21 日に枚方市立第四中学校 318 名、5 月 21 日～22 日には台湾から基督教協同高級中学校 33 名、5 月 24 日～26 日に神戸市立夢野中学校 108 名、5 月 30 日～31 日に熊野町立熊野中学校 109 名、5 月 31 日～6 月 1 日に藤井寺市立藤井寺中学校 223 名の修学旅行及び体験学習を受け入れております。

特に、5 月 21 日に受け入れた台湾からの修学旅行は協議会としては初めての海外からの受入でしたが、生徒たちには大変好評で、当町における民泊体験を楽しんで頂きました。

このほか修学旅行としては、6 月に 5 校、9 月に 2 校、10 月に 2 校、11 月に 1 校、12 月に 1 校、を受け入れる予定としており、他にも家族、グループ等の体験も随時対応することと致しております。

次に、支所における産業振興関係であります。水産関係では、美波町の漁業者をはじめ徳島県水産研究所、徳島大学ならびに美波町で構成する「美波の海の恵み研究会」が昨年 12 月から取り組んできましたヒジキの養殖試験につきまして、去る 4 月 21 日に収穫作業を行い、約 250kg のヒジキを収穫することができました。

養殖試験中、海藻をよく食べるアイゴが大量発生し、天然ヒジキは食害に遭った形跡が見られましたが、養殖ヒジキはアイゴの食害にも遭わず、さらに 4 月初旬の爆弾低気圧にもさほど切れることなく成長し、本町の地先海面がヒジキの養殖に適していることが確認されました。

これは、台風等での波浪が高く、養殖漁業が難しいという県南での常識を覆す成功例と言えます。収穫したヒジキにつつま

しては、サンプルを素干しにして水産物加工業者に品質鑑定をして頂いたところ、経済的にも十分な価値があることを確認することができました。

今年度につきましては、昨年度より規模を拡大して養殖試験を実施したいと考えておりますが、種苗不足が予想されることを含めて、水産研究所ならびに徳島大学が中心となって由岐地区沿岸の天然ヒジキ場からの採苗、ならびに今回収穫したヒジキ根からの採苗試験等の実施も合わせて予定しております。

次に、商工・観光関係では、田井ノ浜海水浴場については、7月1日(日)を海開きとし、8月27日(日)まで開設することとしております。

田井ノ浜臨時駅については、近年7月中旬頃から8月上旬頃までの開設期間でしたが、お盆頃まで遊泳客が多いという傾向が顕著なため、町長、観光協会長の連名でJRに期間延長要望書を提出したところ、日数的には同じ程度ですが、今年は7月21日から8月12日までの23日間の開設となり、お盆初め頃までの期間にずらしていただけることになりました。

また、由岐地区お盆恒例の「ふるさと由岐まつり」は、住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、例年どおり8月15日に開催することが、5月24日開催の実行委員会で決定致しました。

ステージ部門では、徳島で活動されている渦戦士エディーというキャラクターショー、アニメや特撮物の主題歌や挿入歌を昔から最近まで歌われている串田アキラさんと女性演歌歌手の三宅奈緒子さんを招待し、例年同様に住民等による阿波踊りや由岐音頭が披露され、青年会と商工会青年部による夜店も行われる予定となっております。

次に、建設課関係であります、はじめに町工事についてご報告申し上げます。

大戸1号線道路改良工事、丹前1号線側溝改良工事、丹前3号線横断側溝新設工事、榎谷線道路改良工事は3月末に完了しております。

県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松総屋敷・滝本博文宅、奥潟・豊田春雄宅は3月末に完了しております。

農業施設災害の現年度分2箇所及び公共土木施設災害の河川1箇所は、3月末に完成しております。

総屋敷1号橋災害復旧工事、日浦谷川石積復旧工事は3月末に完成しております

次に、県工事の主なものについて ご報告申し上げます。

はじめに道路関係であります。赤松由岐線では、赤松耳瀬で局部改良の建物物件補償及び用地取得が 5 月中旬に完了し、工事発注は秋以降と聞いております。

赤松由岐線馬路の山腹崩壊による道路災害復旧は、舗装工事以外は 3 月末に完了し、6 月 1 日より通行規制解除となっております。舗装については、盛土部分の沈下の状況を見ながら、7 月の梅雨明け頃に表層を仕上げる予定と聞いております。

赤松由岐線久望の道路維持修繕は、5 月末に完了し、山岡奥、久保手前の測量設計は 8 月に完了予定と聞いております。

日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、元美波荘付近の盛土及び側溝は 8 月に発注予定と聞いております。

由岐大西線の阿部での緊急地方道は、鹿ノ首岬付近の改良と側溝は 3 月末に、舗装は 4 月末に完了し、新たに阿部集落のすぐ手前を 4 月末に発注したと聞いております。

由岐大西線の阿部でのお水荘のところとその続きの阿部寄りの測量設計は、8 月末の完了予定と聞いております。

由岐大西線の伊座利での道路維持修繕の測量設計は、3 月末に完了したと聞いております。

日浦野田線の道路維持修繕は、測量設計及び地質調査は 3 月末に完了し、用地測量及び用地補償に着手予定と聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係でございますが、奥湯川総合流域防災事業は、支線の牟井谷川は 3 分割で発注し、年末完了予定と聞いております。

河川特改では、阿部東川の床止め工事は 3 月の発注を予定しておりましたが、入札が不調で、11 月以降に再入札の予定と聞いております。

県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近での擁壁、法面工事は 23 年度分は 3 月に完了し、24 年度分を 4 月末に発注し、10 月完了予定と聞いております。

また、県営の急傾斜地崩壊対策事業は、新規箇所として日和佐小学校裏付近で 7 月下旬に測量設計に着手する予定と聞いております。

県単砂防事業(南海地震対策緊急事業)では、津波時に背後の山へ避難するため急傾斜の擁壁への階段設置を県に要望しているところでございますが、東由岐は法面の階段工の一部を残し 3 月末に完了し、新たに伊座利、阿部寺谷、志和岐天王 2 カ所、

木岐東、木岐本村 2カ所、恵比須浜、奥河内西町の 9カ所について、今年度工事実施に向けて測量設計中と聞いています。

また、山王谷の通常砂防事業は、地元説明会を 3月 22日に、5月 8日には境界立会を行ない、今後は砂防指定手続きの他、用地補償に着手すると聞いています。

また、県営の通常砂防事業は、新規箇所として北河内本村の県立阿南擁護学校日和佐分校及び社会福祉法人柏涛会裏の池ノ内谷で測量設計、地質調査を予定していると聞いております。

次に、治山事業（海岸防災林造成事業）で実施している南海地震対策の苦越の防潮堤嵩上げ工事は、4月末に完了し、今年度分は秋以降の予定と聞いております。

北河内久望（弥野谷）の予防治山事業は、繰越となり、6月末の完了予定と聞いております。

次に、港湾関係であります、日和佐港の海岸高潮対策事業は、南防波堤改修工事の 23年度繰越分は、25年 1月の完了予定と聞いております。

また、港湾維持補修では、先に日和佐保育所前付近の防潮堤の開口部門扉を 3箇所コンクリート閉鎖したことに引き続き、寺前ポンプ場付近の門扉も 2箇所が閉鎖されました。

また、昨年 9月の台風 12号で被災しました日和佐港の一字堤災害復旧港湾工事は、4月上旬に発注し、9月中旬に完了予定と聞いております。

次に、地域高規格道路についてご報告申し上げます。日和佐道路の田井高架橋付近で新たに 2箇所、入り口の扉を非常時に叩き割って進入できるように改修や階段設置、通路部の平張りコンクリート及び蓋掛けをして、緊急時に避難可能な通路にする防災対策工事については、8月に発注し、年内に完了する予定と聞いております

次に、国道関係でございますが、山河内地区の防災対策工事は、7月末に完了予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、2年ごとに開催される海部郡消防操法大会が当町の日和佐町民グラウンドを会場に 5月 13日に開催されました。

海部郡内 3町から、ポンプ車操法の部に 4分団、小型ポンプ操法の部に 6分団が出場し、当町からは、日和佐第 2分団、日和佐第 3分団、日和佐第 4分団が出場しました。

各分団は、日頃の訓練の成果を発揮し、日和佐第 3分団が小

型ポンプ操法の部で準優勝の好成績を収めました。

また、5月19日には、災害時における相互応援協定を締結している香川県三豊市から消防団の視察を受け入れ、本町消防団との意見交換及び日和佐浦避難タワー、中由岐避難階段の施設見学を行いました。

三豊市消防団からは16名、本町消防団からは9名が出席し、災害時における消防団の行動等について意見交換を行いました。

次に、教育委員会関係であります。学校教育関係では平成23年度に2件の教育寄附金があり、用途について学校、教育委員会で検討し、年度末に児童生徒及び教職員用の防災ヘルメットを購入いたしました。低学年用165個、高学年用205個、中学生、大人用355個の合計725個を新学期に入り、町内各校に配付したところであります。

また、社会教育関係では、昨年は東日本大震災の影響でやむを得ず中止した「桜街道・夢マラソン」大会でございますが、本年は4月1日に2012大会を実施し、当日は天候にも恵まれ、ハーフマラソンには333名、ロードレースには58名、亀さんマラソンには297名、合計で688名の参加者があり、大変賑わったところであります。

5月5日(土)のこどもの日に、うみがめ博物館前広場において開催したこどもの日特別イベントには、町内外から大勢の家族連れが参加され、子亀の体重当てクイズ、カメカメクイズに挑戦し、また、大浜海岸では、海陽町沖で保護されたアオウミガメを放流するなど、楽しんでいただきました。

最後に、病院事業関係であります。本年1月に策定した「美波町医療体制整備方針(素案)」については、2月に議会や住民に対し説明を行った後、2月17日から3月19日までの約1ヶ月間パブリックコメントを行い、386名の住民の皆様方から貴重なご意見を頂きました。

このパブリックコメントの実施結果と頂いたご意見を反映した「美波町医療体制整備方針(案)」について、5月22日の全員協議会において議会に説明後、24日には日和佐公民館において住民説明会を開催し、町の考え方等説明をさせていただくとともに、広報みなみ6月号にも掲載し、広く住民の皆様にお知らせしたところでございます。以上、「諸般の報告」といたします。

議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきま

して、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、報告第 5 号及び報告第 6 号は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

まず、報告第 5 号は「平成 23 年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でありまして、地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したものであります。

繰越事業全体では 7 事業で、翌年度繰越額の総額は 161,600,900 円となっております。繰越事業の内訳は、総務費ではサテライトオフィス改修事業で 4,029,900 円、阿瀬比ノ鼻灯台登記委託業務で 620 千円、農林水産業費では森林整備事業で 13,000 千円、土木費では災害危険度判定調査業務事業で 27,000 千円、都市計画道路網見直し検討委託業務で 5,000 千円、公共下水道事業特別会計繰出金で 4,000 千円、消防費では総合的な安全・防災基盤整備事業で 107,951 千円でございます。

次に、報告第 6 号「平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、下水道事業費の公共下水道事業費で翌年度繰越額は 27,200 千円でございます。

次に、議案第 43 号から議案第 46 号までの 4 件は、条例の制定と一部改正に関する議案であります。

まず、議案第 43 号「地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、美波町医療体制整備方針を地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべきものとするための条例の制定であります。

美波町の病院事業につきましては、合併当初から町の重要課題であり、現在まで美波町の医療体制等について検討を重ね、美波町医療体制整備方針（案）の策定に至っております。

このようなことから病院建設に当たり「美波町医療体制整備方針」は重要な事項であることから、議会の議決事項とするため、条例改正を行うものであります。

議案第 44 号「美波町暴力団排除条例の制定について」は、社会情勢の変化に伴う暴力団組織の潜在化、資金獲得活動の巧妙化などから社会全体で暴力団を排除する対策を進めるための条例制定であります。

当町での暴力団対策としては、昨年 4 月 1 日より美波町暴力団等排除措置要綱を施行し、美波町における公共事業等から暴力団を排除することとしております。

また、徳島県においても、昨年 4 月 1 日より暴力団排除条例を制定し、警察だけでなく社会全体で暴力団を排除する対策を進めております。

これらのことから、美波町としても暴力団排除を進めることは必要であると考え、今回条例制定を行うものでございます。

議案第 45 号及び議案第 46 号は、外国人登録法が平成 24 年 7 月 9 日に廃止され、外国人住民も住民基本台帳法が適用されることによる条例の一部改正であります。

まず、議案第 45 号「美波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は、住民基本台帳法及び同法施行令の一部が改正されることに伴い、外国人住民の方にも日本人と同様に住民基本台帳法が適用されることになるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 46 号「美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」も、同じく外国人住民の方も日本人と同じように住民基本台帳法が適用され、日本人と同様の手数料の扱いとなるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 47 号から議案第 50 号までの 4 件は、平成 24 年度一般会計・特別会計・企業会計の補正予算であります。

まず、議案第 47 号「平成 24 年度美波町一般会計補正予算(第 1 号)」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 248,580 千円を追加し、歳入歳出の総額を 4,828,580 千円といたしております。

補正額の主なものは、議会費では議場の音声制御機器改修工事で 11,550 千円、文書費では地域主権改革推進支援業務委託料で 1,260 千円、企画費では旧赤松小学校教職員住宅改修工事で 15,000 千円、サテライトオフィス改修工事で 5,000 千円、保健衛生総務費では病院会計負担金で 89,000 千円、病院建設事業補助金で 72,900 千円、砂防費では県単急傾斜地崩壊対策工事で 8,500 千円、都市計画総務費では公共下水道特別事業繰出金で 3,700 千円、災害対策費で個別危機管理マニュアル整理業務委託料で 1,050 千円、学校給食費では給食車運行委託料で 1,260 千円をそれぞれ追加いたしております。

議案第 48 号「平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3,099 千円を減額し、歳入歳出の総額を 1,331,439 千円といたしております。

4 月の人事異動に伴う課内事務担当者の見直しにより、国保担

当職員を 3 名から 2 名にしたことによる人件費 10、567 千円の減額、特定健診未受診者と若い世代の生活習慣病の発生を予防する保健事業を行うための国保保健指導事業費 3,858 千円の追加、徳島県市町村国民健康保険財政安定化等支援方針に基づく「指定市町村」として指定されたことにより、医療費の削減に取り組むための医療費適正化特別対策事業費 3,610 千円の追加といたしております。

議案第 49 号「平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 11,000 千円を追加し、歳入歳出の総額を 176,171 千円といたしております。

社会資本整備総合交付金事業の寺前ポンプ場長寿命化計画委託料で調査箇所が増加により 3,000 千円、汚水事業認可期間が今年度終了のため延伸作業を行なう汚水認可施設計画見直し委託料で 2,000 千円、寺前排水区の雨水水路整備に係る工事請負費で 6,000 千円をそれぞれ追加いたしております。

議案第 50 号「平成 24 年度 美波町病院事業会計補正予算(第 1 号)」であります。収益的収入に 89,000 千円を追加し、収益的収入の合計を 1,105,401 千円とし、資本的収入に 108,000 千円を追加し、資本的収入の合計を 109,207 千円とし、資本的支出に 108,000 千円を追加し、資本的支出の合計を 109,814 千円といたしております。

収益的収入では、平成 23 年度の日和佐病院の資金不足分に対して一般会計負担金として 89,000 千円の追加といたしております。

資本的収入では、病院建設に伴う企業債 35,100 千円、一般会計からの病院事業建設補助金として 72,900 千円をそれぞれ追加し、資本的支出では新病院建設に係る設計委託料等として 108,000 千円の追加といたしております。

最後に、議案第 51 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」であります。人権擁護委員のうち委員 2 名の任期が平成 24 年 9 月 30 日で満了するため、その委員の 1 名を再任、1 名を新たに推薦するものであります。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱いたしますが、委員の推薦については、人権擁護委員法第 6 条の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致

します。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

日程第 4 議案第 43 号地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の訂正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 (議案第 43 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員 内容ではないんですが、議運のときにもお聞きしたんですが、いまいちちょっと理解しがたいんで、再度お聞かせを願いたいと思います。

この条例については一部改正ということになると思うんですが、96 条では第 1 項の第 1 号で条例を設けまたは改廃することということを規定されております。のになぜその他の事項になる第 2 項で規定するのか、そこらのところもう少し分かりやすく願えたらと思います。

議 長 総務課長

総務企画課長 地方自治法の 96 条 1 項でございますけれども、これには 15 号までございまして、いまおっしゃられるように条例を設け改廃することということと、予算を定めたり決算を認定することとずっとあるんですけれども、これについては通常議会の議決事件ということで条例の制定ですかね、町の各事業に関して取り決める必要がある場合の条例を設けることについては議決事件といたしております。

今回この条例一部改正については先ほどご説明はしたけれども、この 96 条の 1 号の条例の条例を設けまたは改廃することではなくてですね、ちょっと条例については法令上執行機関限りで処理できる事項についても議会の議決を必要とすることができるということになっておりまして、通常、町、市も同じなんですけども、条例についてはある程度決まった条例っていうのがございますけれども、それとは別に議会において町の方針でありますとか、そういったことについては別に定めるっていう

議 長 ほかに
山本議員
1 4 番 議員 この病院事業は重要課題でございますので、議決事項とと
ることは当然と思いますが、確認のため、ちょっとお伺いいたし
ますが、現在の医療体制整備方針案は健診センターについては
旧日和佐高校跡地が候補地となっているが、今後国の津波の暫
定地が大幅な変更があれば見直すといわれておりますが、この
ような変更も当然議決事項に含まれるのですね。

議 町 長 町長
町 長 今おっしゃられた議論につきましては、後ほど提出させてい
ただこうと考えております医療体制の整備方針案の時にも審議
いただくことになろうかと思っておりますけれども、その分につま
ましてはもう既に出さしていただく議案の中の参考資料として、
議会からのご助言をいただきまして、町の考え方の中にその旨
を入れてありますので、それはもうそのようなことというよう
なことでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 他に質疑ありませんか。
これで質疑を終わります。
討論を行います、討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 43 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定によ
る議会の議決をすべき事件に関する条例の一部を改正する条例
の制定ついてを採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま
す。

(賛成 12 : 反対 0)

「全員賛成」です。

議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了致しました。本日はこれにて散会い
たします。ご苦労様でした。

(時に 10 時 10 分)

平成 24 年 6 月 21 日（木）

（時に 9 時 00 分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は 13 名です。定足数に達しておりますので休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問を行います。一般質問の通告者は 4 名です。通告順に発言を許可します。

3 番 影山議員の一般質問を許可します。

影山議員

3 番 議員 おはようございます。私は 1 点質問します。幼保・小中学校の危機管理についてお伺いします。まず 1 点目は町内の幼保・小中学校の震災対策についてお尋ねします。第 2、東日本大震災で 670 人の超える児童や生徒達が行方不明となりました。子どもの犠牲は特に深い悲哀とを感じずにはいられません。本町はほとんどの幼保・小中学校が海岸沿いに位置し、津波の被害を危惧するところであります。町は各校の現状をどう把握し、どのような対策を講じているのかお聞かせください。次に登下校の安全対策や安全教育についてお伺いします。新学期が始まったばかりの今年 4 月に京都亀岡市で集団登校中の小学生の列に、車が後ろから突っ込み、小学校 2 年生と付き添っていた女性が死亡、2 人が重体 6 人が重軽傷を負いました。また 5 月には徳島県阿波町の市道で帰宅中の高校生の列に乗用車が後ろから突っ込み、生徒 1 人が死亡 3 人が重軽傷を負うなど下校中の事故が相次ぎました。幹線道路で交通量が多いにもかかわらず、歩道がなく、市が拡張工事を進めていた最中のことであったとか。本町の通学路の現状等、各校の登下校の指導はどのようにしているのかお伺いします。3 点目に不審者対策についてお伺いします。2001 年大阪教育大附属池田小学校で校内児童殺傷事件があり、8 人が犠牲になりました。今年の 6 月で 11 年を迎えました。同時期には不審者による子どもの事件が相次ぎ、幼い子ども達の命が奪われました。幼い子どもの尊い命が犠牲になることは余りにも痛ましく、深い悲哀と強い憤慨を覚えずにはいられません。今思っても怒りがこみ上げてきます。今のところは大々的に報じられる不審者による子どもの事件はないようですが、平穏な時こそ備えが大事であります。各校や園ではどのような安全教育をおこなっているのかお伺いします。最後にいじめ・不登校の現状と対策についてお伺いします。全国の公立私立の小中学校が 2010 年度に把握したいじめは、77,630 件で前年度より 6.7% 増えたことが文部科学省の調査で分かりました。一方不

登校の小中学生は減少したと報じられています。徳島県の千人あたりのいじめは4.9件で、小学校150件中学校252件高校13件特別支援学校1件の616件となっています。全国で自殺した児童生徒は9人減の156人でこの内いじめがあったとされるのは中学生4人という報告があります。このような状況の中、本町の学校のいじめと不登校の現状はどうなっているのか、また対策をどのように講じているのかお伺いします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは影山議員さんのご質問に対して、1点目の震災対策はどうなっているのか、とのご質問と3点目の不審者対策についてお答えします。

まず1点目でございます。保育園の震災対策についてお答えいたします。今後30年以内に60%の確率で発生されると予想されている南海地震に対し、いつ発生するか予測できない災害に対応できるよう、各保育園では年間計画により避難訓練を実施しているところでございます。日頃の保育の中でも、はだし保育を止め上靴を履いたり、お昼寝の服装も普段着で、また避難車・おんぶ紐・リング紐・防災づきん等の避難グッズは玄関に配備するなど即避難できる体制づくりを各園ごとにしております。また日和佐保育園においては南部総合県民局の職員との合同避難訓練も実施、災害時の応援協力体制の依頼をしておりますし、赤松保育園は地域住民の方と、由岐保育園は由岐支所の職員、木岐保育園は地域住民の方と、阿部保育園では近隣の保護者、地域住民の方にもお願いし安全に迅速に避難できるよう体制作りをしております。保育園児は地震発生時に自らの判断で自主的に避難ができない幼児が通う施設でございます。事前の備えこそ人的被害の抑制になると考えますので、今後も一人の被害も出さないよう関係者一丸となり、訓練をしてまいります。

次3点目の不審者対策でございますが、各園では不審者対策といたしまして、そのような事態を想定し、随時避難訓練も実施しております。訓練では職員間での非常時の合図の仕方を決めておき、子どもの居場所を確認し、すぐに子どもを集めて不審者から遠ざけ、安全な場所へ誘導いたします。また防犯用「さすまた」「催涙スプレー」などを常備しております。以上のことから、幼い子ども達が被害にあわないよう、関係者一丸となってこれもまた訓練を実施していきたいと思っております。以上でございます。

長 教育長

長 私からは、幼稚園・小学校・中学校の危機管理についてお答えいたします。

1点目の震災対策について、東日本大震災以降、地震の発生に伴う津波高・津波浸水深につきましては、予想外の規模で想定されるようになっております。美波町内におきましても、現在、国、県共に20m前後の津波高が想定されておりました。津波から命を守ることが震災対策における中心的課題となっております。これを受けまして、幼稚園・小学校・中学校におきましては、避難場所の見直しを行い、従来、校舎の2階や3階が避難場所であったものを、山や高台に変更しています。また地域や保護者の皆様のご協力により校地外へと繋がる避難路を新たに設置した学校もございます。避難訓練につきましても、学校単独で実施していたものを、地域の皆様や近隣の職場と連携して実施するなど、学校防災の今後に向けた新しい形が生まれております。

学習面では、昨年度、町内小中学校が連携して「美波町防災学習プログラム」を策定しています。これは、各校の中心的立場にある先生方が参加して策定されたもので、教科・領域において指導内容に応じて、防災に関連した教育を施すこととしております。本年度から授業に活用しておりますが、今後も内容を見直しながら、義務教育9年間を通じて取り組む、統一的な美波町の防災学習プログラムとして、充実を図ることとしています。また、教育寄附金を活用させていただき、直接身を守る装備として、児童・生徒・職員に防災ヘルメットを配備させていただきました。今後も東日本大震災の教訓を忘れず、高い意識を持って、震災対策に取り組んでいきたいと考えています。

次に2点目の登下校の指導につきましてお答えいたします。登下校につきましては、幼稚園では、保護者による送迎をお願いしておりますが、一部スクールバスに便乗して登園する園児もございます。小学校・中学校におきましては、徒歩・自転車・スクールバス・JRによる登下校となっております。小中学校に関しましては、集団登下校を常態として指導している学校はありませんが、年度初め及び学期初めの一週間を子ども会ごとに集団登校したり、悪天候の影響で登校後に休業措置がとられた時は、集団下校で対応する場合があります。

児童生徒に対する登下校の指導につきましては、交通安全指導を中心に実施されています。立哨活動による指導や、朝会に

おいての注意、指導を行い、交差点における横断の仕方や交差点に潜む危険について、自動車から見えにくい歩行者について、自転車の安全な乗り方や整備についてなど、危険から自分を守る知識を身につけさせるように努めています。

また、不審者への対応や、危険な場所に近づかないこと、お家の人と約束した場所に寄り道をせずまっすぐに向かうことなど、学齢に応じた指導を実施しています。登下校時の安全については、季節・気象・時間・距離など対応すべき要因が多岐に及びますので、今後も家庭や地域の協力を得て、児童生徒の安全指導に努めてまいります。

次に不審者対策についてお答えいたします。地域に開かれた学校経営が求められて、教育現場ではいつでも訪れていただける学校経営が展開されておりますが、同時に不審者に対する対策も求められています。校内における対策としましては、幼稚園・学校ともそれぞれに不審者対応に関するマニュアルを作成して、不審者の進入に備えております。

内容としましては、来訪者には、こちらから挨拶をして様子をうかがう。次に、来訪の目的を尋ねる。正当な来訪理由が不明な場合は校長室に導く。様子をうかがい、必要があれば警察へ通報する。校長室への案内を拒否した場合は、職員室に連絡して男子職員が対応する。生徒を避難させる。警察へ通報する。負傷者がいる場合は応急処置をし、救急車を手配する。被害を受けた児童生徒の心のケアに努めるというもので、時系列での対応をまとめたものとなっています。また、職員は常に来訪者に気を配り、来訪者に気付いた時は、人任せにせず対応する。管理職は時に応じ校内を巡回して、侵入者がいないか確認する。授業中に不審者が侵入したときは、授業者が対応し、その間に委員長・副委員長等生徒が職員室へ状況を連絡することとしています。

児童に対しましては、不審者に対する安全指導として、知らない人に対しては、防犯標語「いかのおすし」いかない、乗らない、大きな声で呼ぶ、すぐ逃げる、知らせるを指導しています。その他の活動としまして、スクールガードリーダーによる学校訪問活動は、不審者情報を共有する上で、双方にとって非常に大切な活動となっています。校外におけるパトロールに関しましても、スクールガードリーダーや青色パトロール隊による活動が抑止効果を発揮しているものと考えられます。

保護者や地域の協力も大きな支えとなっております、見守

り隊活動は下校時の児童の安全を守っていただいておりますし、地域や保護者からの学校への不審者情報の提供は、学校職員による早期の不審者確認に結びついております。広域的には、牟岐町青少年健全育成センター職員によるパトロール活動や、県内警察署からの発信による安心メールにより、随時、不審者情報が提供されています。以上が校内、校外の不審者対策の主なものです。不審者対策は学校だけでは対応しきれない案件ですので、今後も、防犯機関や地域の協力を得ながら早期発見と情報の把握に努め、併せて児童生徒にも安全指導を徹底することとしています。

続きまして 4 点目のいじめ・不登校の現状と対策についてでございますが、いじめにつきましては、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されておりまして、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することとされております。

幸い町内の学校において、現在いじめは確認されておりませんが、成長過程にある集団においては、常に発生する可能性を秘めた事案となっています。対策としましては、1 つには、早期発見・早期対応に当たることが大切と考えています。どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識して、学校の相談機能を充実させ、児童生徒の悩みを受け止めることができる体制を整備すること。いじめが生じた際には、学校全体で組織的に対応することが肝要と考え、この点につきましては、スクールカウンセラーの活用や職員間で理解を図ることにより対応しています。あわせて、保護者や地域の協力を得る姿勢を大切にしています。

また一つには、いじめを許さない学校づくりに取り組むことが大切と考えています。そのためには、いじめは人間として絶対に許されないという意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人ひとりに指導することが求められます。これに関しましては、人権指導の面からも徹底を図ることとしています。

次に不登校ですが、不登校につきましては、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。学校へ確認しましたところ、小学校では該当はありませんが、中学校において不登校の実態があります。

昨年度の欠席日数で申しますと 4 人が該当しています。また、不登校気味の生徒も 3 人の在校が報告されています。対応としては、保健室登校や別室登校として登校しやすい環境を提供したり、学級担任を 2 年間固定して、少しでも生徒を理解しようと努力をしています。しかしながら、大きな改善は図れていないと報告を受けています。

対策としましては、職員組織で問題の解決に当たることとして、声かけにより登校を促したり、迎えに行ったりと、一日でも多く登校できるように援助に努めています。教室へ入れない生徒については、今後も一人ひとりに個別の対応をすることで、改善を図りたいと考えております。不登校気味の生徒につきましても、登校の負担になると考えられる要素を取り除くことに努めて、早い段階で登校の習慣付けが図られるよう取り組んでおります。

いずれの場合も、原因の特定は難しく、本人・保護者との対話を中心に改善の方法を探りながら、当事者にとって、過度の負担とならないように配慮し、登校を促してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長
3 番 議員

長 影山議員

議長で再問させていただきます。それぞれの各園・各校の報告を受けたわけではありますが、園・学校だけではこのような問題については対応をしきれないということでもあります。そして保護者・地域・関係機関等を連携に持って対応を図っているという報告であります。まず津波についてですが、津波については学校における、おる時に、また登下校時・学校外での小活動の時・在宅時いろんな判断が迫られると思います。この前の東日本大震災時に児童生徒の下校をめぐって判断が分かれた、教育委員会は何か各校に指示しているのか、指示していればお願いしたいと思います。それから町防災教育この美波町防災教育プログラムの件についてお伺いします。先生方の熱意ある考えにこのような町内の 6 校の小中学校が結束してこのような防災教育行っているということ、大変こう考え深いものがあります。先生方の力を本当にこう鑑みる思いであります。このことについてお伺いします。これは美波町全体で統一しているように思うが、地域の実態によって異なっても合うかと思えます。年間計画を見てみますと、各教科と関連学習等知的学習を重視しているようです。例えば地震のメカニズム、算数では津波の到達

時刻、避難場所までの距離、理科では津波のエネルギー等、これに比べて防災関連行事を見ますと、実践的な面が少し軽視されている気がします。例えば避難訓練は小中学校とも学期に1回、この後地震津波対策の訓練は9月に1回です。はじめのこの言葉の中に子どもの命を守るために作成したもの、予想される東海・東南海・南海三連動による地震に備え、我々が過去の事実学び、英知を結集し日頃から訓練防災意識を高く持ち、防災教育を行うことを固く誓うものですよというように打ち立てておるんですが、この文章は大変立派であります。しかしあまり実践面において、危機感に乏しい感じもするわけです。教育委員会はこのあたりどのようにお考えか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

それから登下校の指導についてであります。今年の先ほどもいいましたが、頻繁に下校中にああいう事故があります。その事故の後、各校への通学路の現地点検を指示したのか、各校は点検をしたのか、そのあたりを伺います。また不審者に遭遇した事例は報告をされていないようであります。それぞれの学校の対応も先ほど教育長より報告を受けました。また防災教育の学習プログラムの中を見ても、防災訓練が年間、年に1回しかありません。この回数を見てもあまり危機感が感じ取れないわけですが、この年に1回で適当な回数と考えているのか、せめて学期に1回ぐらいはどうかというように考えるわけがあります。お伺いしたいと思います。それから最後のいじめであります。いじめは報告がなかった、人数がなかったわけですが、なかなか表面に見えにくい部分がこのいじめにあります。だから教師が把握できていない、本人は自分だけで悩んでいる、そういうところもあるわけがあります。不登校について報告がありました。そのいじめについて報告、不登校については以前であれば不登校の生徒に対して支援が中心だったんですが、このごろでは不登校になる前で見逃さないための方策を考えるとというように対策を転換したようであります。その中でも特に不登校は中学校1年生、小学校では4年生から6年生に多いことが報告されております。この県の教育センターによりますと不登校の児童の生徒は人間関係に苦しんでいる子が多い、小学4年生ぐらいから兆候が出ることで多いので、担任教諭らの引続きが重要と指摘しております。今再問の件についてお答えを願いたいと思います。

再問につきまして私の方からお答えさせていただきます。1点目の危機管理についてでございますが、津波対応ということで学校管理下におきましては地震の発生とともに避難して、避難場所において警報が解除されるまで待機して、保護者への引渡をしないというようなことで東日本大震災以降整備しております。そして登下校時におきましては、その近いところに上がれということになっておりますが、高台・山を目指しなさい、いけないときは建物を目指しなさいとなっておりますが、そのところは今のところは十分に教育できていないというふうに聞いております。後自宅に置ける場合ですけれども、これにつきまして各学校によりまして違いがありまして、どこに逃げているかを書類として一人ひとりに出さしている学校と、まだそこまで至っていない学校というのがございます。これからはその辺も防災教育の学習プログラムを作った組織の中で、統一的なものを作っていたいただきたいというふうには考えております。

次に防災プログラムの2点目ですが、避難訓練の回数が内容からすると少ないではないかという内容であります。これにつきまして学期に1回防災学校訓練ということで、さまざま内容について行っているのが実態であります。その中で地震に対応した津波避難訓練につきましては、例年9月1日に行われております町の避難訓練の時に施設の避難訓練のときに合わせて実施しているのが現状であります。けれども、今年の場合は7月に3県合同の津波避難訓練が予定されるかと思っておりますけれども、そのような折にも当然しますし、学校ごとにおきましては休み時間に抜き打ちにやってみたりというようなことも実施しております。必ずしもここに書かれたとおりにはしか実施されていないということにはなっておりません。防災学習プログラムに書いたとおりにはしか実施していないという内容ではありません。防災学習プログラムの1番の内容は事業の中で防災教育を織り込める部分には織り込んでいきたいと思います。防災教育だけの時間はとれないので、この教科・領域の中で関連する部分ではこういう津波とか災害に対する知識と一緒に織り込んで、その教科を教えましょうというふうな内容のプログラムの作成につとめております。この中でさっきおっしゃられました各校の見直しの中に、防災訓練のあり方を交流するための役員会を開くでありますとか、学習プログラムの内容を持ち寄って見直しをするでありますとか、マニュアルを持ち寄って各校の対策を意

見しあうというようなことも入っております、総じて今後動き始めるといふふうに今年度から動き始めているといふふうに理解していただけたらありがたいと思います。

それと登下校時に事故が発生した件を受けて、教育委員会から何か指示をしているかということですが、これにつきましては地教育もそうですけれども県教委からも指示がまいりまして、学校には指示伝達をしております。

あと不登校・いじめがなかなか分かりにくいだろうという内容でありますけど、先ほど申し上げましたいじめというのはひとつの定義があるんですけども、その定義にしばられているわけではありまして、小さな小競り合いとか、子どもの様子がおかしいでありますとか、そういうことについては随時対応しております。決していじめ小さなものがないとかいうのではなくて、子ども同士の小競り合いというのは推測の仮定で当然あるであろうといふふうには考えておまして、それは学校現場が間違いなく対応しております、ちょっと気になるようなものでありましたら保護者とも連絡をとって、当事者と保護者を呼んでそれぞれに指導を、あるいは協力をお願いするといふようなことで取り組んでおります。それと不登校の件ですが、4年生と中1ということで従来、小1ギャップや中1ギャップということがあった中に4年生といふのが入ってきましてけれども、これにつきましては当然ながら子どもの変化等というものには気を配っておりますが、当然3日休んだ場合には今の状態では3日休んだら早よう対処せえといふふうなことも手続き上常識といえますか指示されております。そういう場合には速めに対応しなさいということで、理由も無く3日間休んだ場合は対応するといふことで取り組んでおりますが、繰り返されるそのこ子の事情・家庭の事情いろんなものがございまして、こういう方法でやるとさっと解決するといふようなところのなかなか無い問題かなあといふふうに捉えておまして、ただしそういうことには甘んじておりませんので、1日も早く解決するよといふ努力は間違いなくしておりますし、私の方からもことあるごとにお願ひしてございます。以上でございます。

議長
3 番 議員

影山議員

ありがとうございました。最後に町長にお伺いします。東日本震災の以前は日和佐幼保は旧の日和佐高校跡地に移転する方向をほぼ固めておりましたようですが、国などが作った新たな被害想定で、津波浸水のある恐れがあり、震災後保護者は不安

を募らせ早期移転を要望しております。町は今後どのような方向を考えているのかお伺いします。

議
町

長 町長

今の議員がおっしゃられたとおり、3月11日がなければですね、旧の日和佐高校跡地を予定地として幼保の移転を考えていたところでございますけれども、昨年の東日本大震災を受け、そしてまた県の暫定ではございますが浸水深も受けまして、今のところ最終、国から出される最終の津波高等を勘案しながらまた幼稚園・保育園の保護者の方達とも話し合いをしながら今後その移転先については検討していきたいというふうに考えております。昨年も8月に幼保のいわゆるPTAの会長さんと保護者の代表の方から移転を早急にというような要望はいただいております。昨年ではございますけれども、そういったわけで最終の国の公表を待つて判断をさせていただくというような考えております。

議

3 番 議

長 影山議員

ありがとうございました。岩手県の釜石の市立14小中学校は校内に3,000人居たが全員無事だったと、普段から津波が来たらどうするかと勉強しておったと、子ども達は想定は信じるなとも教えられていました。実際に起こることは想定どおりにはならないと教えられておりました。またお隣の牟岐町のある小学校の校長先生から聞いた話ですが、毎月津波避難訓練を実施しております。平常から防災の実践化・行動化を図っていると話しておりました。いざというときに自然と行動化すると思います。これは児童生徒だけでなく、教師自身にもいえることだと思います。また保育園・幼稚園では毎月何かの避難訓練を行っております。なにぶん幼い幼児なので繰り返すことによって実践化、意識付けに行っているものと考えます。しかし小学校に入ると毎月行っていた訓練が行われなくなり、危機意識が薄れると考えられます。それに今までの環境からすっかり変わった場所では土地勘がない状況です。特に低学年の時はもっと回数を増やすべきでないかと思えます。

池田小学校副校長の当時6年生担任だった先生の話です。後悔は今でも消えない、教師は勉強を教える以前に子どもの命を預っている、事件の後そう強く思うようになった。宮城県石巻市の大川小学校生存の先生の校長先生の手紙の中にも後悔をしている、山に逃げた、しかし木が倒れてくる、それでまた場所を変えてそれによって子ども達に多くの被害が出た。あの山に

道が 1 本でもあったら子ども達が助かったのに、という大変悔やまれたそのような手紙がのちに提出されております。一方岩手県の釜石、いわゆる「釜石の奇跡」です。津波の犠牲者を児童生徒から 1 人も出さなかった、さっきいった普段からの勉強・訓練が徹底したということです。中央教育審議会は教育現場での死亡 0 を目指すそういう計画を文部省に答申しまして、自然災害や事件・事故を想定し、安全教育を独立した教科として創設することを検討していると、また徳島大学の研修センターでも宮城県の小学校・中学校調べた教授は、教員・保育士の判断によって犠牲者に差が出たことや、保護者への引渡後に犠牲になったケースが多いことを強調しております。いろいろと申し上げましたが、どうか子ども達の命が先ほどの中教審にあったように、教育界から犠牲者 0 でなければいけないと思います。目指すでなしに、そのためには普段の備えが大事であろうかと思えます。子ども達の貴重なとうとい命を守るために一丸となって邁進されますよう、切にお願いいたしまして私の質問を終わります。

議長 以上で影山議員の質問は終了しました。

続いて 11 番寺下議員の一般質問を許可いたします。

寺下議員

1 1 番 議員 私からは大きく 3 問若者の定住対策、防災減災のまちづくり、美波町総合計画について質問させていただきます。

まず 1 問目の若者の定住対策について細かく 3 点に分けてお伺いします。まず 1 点め本町においては平成 21 年度から乳幼児と医療費の助成対象年齢を小学校終了までに拡充しました。当時において他市町村に引けをとらない先見的な施策だったと思います。徳島県議会の 6 月定例会において飯泉知事はこれまで県では小学 3 年生終了まで助成対象であったのを小学校終了までに拡充し、10 月 1 日から実施するというのを所信表明されました。本町においては子育て環境の充実策として助成対処を中学校終了までに拡充してはどうかと考えますが、検討はされているのでしょうか、お伺いします。2 点目空家対策と住宅確保に向けての環境整備はどのようになっているのかお伺いします。定住を考えたとき何よりも住む場所の確保が必須であり、美波町で育った若者であっても住む場所がなくて町外に出て行かざるを得ない人たちもいます。そしてそのような人たちは今後増えてくると予想されます。平成 19 年 10 月には移住交流支援センターも設置されていますが、現状どのような対応策を

しているのかお伺いします。今回の補正予算にも赤松の教員住宅の改修等が上がってきておりますが、今後公営住宅を増やすなどの考えはあるのかお伺いします。3点目若者にとって子育て環境や教育環境の充実が生活を営んでいく上での魅力的な町の条件になると考えます。そして過疎高齢化の加速している本町においては若者の増加が町の持続性や活性化にもたらす影響は大きいと思います。定住対策は本町にとって最優先課題のひとつだと考えますが、どのような方向性や目標を持っているのか具体的にお伺いしたいと思います。以上答弁のほうよろしくお願いいたします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方から寺下議員質問でございます若者の定住対策として1点目の医療費助成について、中学校卒業まで拡充することを検討してはどうかというご質問に対してお答えいたします。

美波町では、子育て支援を目的に乳幼児等の医療費本人負担額の助成事業を行っており、県の補助基準年齢の小学校3年生までに加え、平成21年4月からは美波町独自の取り組みとして助成対象年齢を小学校卒業までに拡大してまいりました。

本年10月より県の補助基準年齢が小学校3年生から小学校6年生までに拡大されることになりました。寺下議員さんご質問の医療費助成を中学校まで拡充してはどうかということですが、子育て世代の経済的負担を軽減することで、適正な医療機会を確保し児童の健全育成を図る支援ができますことを考えますと、本町においても対象年齢の拡大について前向きに検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは2点目と3点目についてお答えさせていただきます。まず2点目の空家対策等、住宅確保に向けての環境整備は考えられているのかでございますけれども、若者の定住対策としては、仕事と住まいについては大きな柱の2つであると考えております。その1つである住宅確保についてであります。町営住宅としては若者住宅も含め現在13の町営住宅施設があります。戸数としては187戸あり、若者を含めた住民の方々の住宅施設としてご利用頂いているところでございます。これら町営住宅の空き状況は現在、西の地住宅で1戸、櫛ヶ谷住宅で9戸の募集を行っているところでございます。

また、旧赤松小学校教職員住宅についても平成24年度に改修

を行い、町営住宅として利用する予定といたしております。町営住宅の建設についてでございますけれども、それにつきましては現在の町営住宅の老朽化等改修も含めて、今後検討課題かと思っております。次に、空家についてでございますけれども、過去の資料にはなりますが平成20年の空き家調査で町内全体で325戸の空き家がありました。その内貸出が可能である物件が11件ございました。空き家情報として提供頂ける物件は、随時町のホームページで掲載し、情報提供を行っているところでありまして、移住を希望される方や町内の方でも見学に訪れますが、立地条件・価格等で成立に至らないのが現状であります。

このようなことから、空き家情報の数も増やして参りたいと考えておりますが、荷物を置いてあったり、年に数回は利用するなど提供して頂ける空き家は限られております。現在、空家情報として提供したいとの申し出も1件伺っていますが、広報活動も含め取り組んで参りたいと考えております。

また、定住促進施策としてはご承知のとおり、転入し空家等を改修する場合は、改修費300万円を上限に2/3を補助する制度があり、また資金の融資を受けて居住用の住宅を新築、増改築する場合活用する場合は1年で利子の1/2限度額10万円で10年間補助することとしています。ちなみに平成23年度の住宅改修の補助金の利用状況は2件ございました。それから建築資金借入利子補給金の申請者は19名ございました。

今後においても、ハード、ソフト両面から若者の定住促進対策に取り組んで参りたいと考えております。

次に3点目の子育て環境や教育環境の充実が若者にとって魅力的な町の1つの条件になると考えるし、若者の増加が町の持続性や活性化に直結すると思う、本町にとって優先課題の1つだと考えるがどのような方向性や目標を持っているか具体的に伺いたいでございますが、まず子育ての環境についてでございますが、少子化の進行により、保育園の入所児童数は減少傾向にあります。しかし、就労などに伴う保育ニーズは多様化の傾向にあると考えられます。そのためにも、本町では保育サービスの実施体制を維持しながら、保育園における一時的保育事業、放課後子ども教室、地域子育て支援センターなど子育てを支援するサービスを実施しております。経済的支援では前段で保健福祉課長からも申し上げておりましたけれども、町独自の乳児医療対象年齢の引き上げを行ってきております。

また、子どもと親の健康の確保と増進においては、医師・保

健師・栄養士・保育士等多職種のスタッフによる健診や相談事業を行っています。またその機会を利用して、人口の少ない地域だからこそ、子どもやその周りの環境に考慮した関係作りを大切に、子育てに困った時どうすればよいのかと保護者の方が思った時に、相談できる機関や体制をとりたいと考えております。

昨年度より、光をそそぐ交付金事業費において、住民にとって身近な町の窓口での相談事業やあそびの相談教室を実施しております。特にあそびの教室では、子どもたち一人ひとりの発達に合った遊びを一緒に見つけながらできることを増やし、好きなことや自身をいっぱい育んでもらいたいと活動しております。昨年度の利用者は1歳から小学校2年生まで計21名でございました。発達検査の結果や子どもの頃の様子をお聞きしながら遊びと保護者との面談をとおした1時間30分の教室です。乳幼児対象のあそびの広場も昨年度は21回476人に利用していただきました。今年度は心理職の相談員も臨時雇用しこの事業を実施しております。

また、子どもの頃からの生活習慣予防のために、小学5年生と中学2年生の子どもへの希望者に血液検査を行っています。その検査を学校保健との連携を基に子どもの頃からの予防に向けた取り組みを美波町独自の形で勧めて行きたいと今年度より見直しをしています。次に、身体やこころまたは子どもの発達をとらえた継続した支援を、学校や保育園・幼稚園・児童館や交流センターとも事業を通して考えています。各ライフサイクルで継続した支援が受けられるような体制づくりを整えてまいります。

次に学校教育関係でございますけれども、町費教員の配置による教育の充実、校内LAN整備によるICT環境の充実、スクールバスや通学費補助による通学支援など学校教育関係の充実に努めております。また、社会教育では、うみがめ博物館カレッタでは町内小学生を対象に入館料を免除、B&G海洋センターでは、夏休み期間中、町立小・中学生にプールの無料開放を水・木・金曜日の13:00~16:00の間ですが行っています。

子どもたちが成長していく上で、家庭から園・学校とありますがその環境は変わっていきます。環境が変わっても、関係機関が「つなぐつながる支援」で子どもたちの成長を育んでいけるような環境を考えていければと思っております。今年度策定いたします第2次総合計画の中でも十分検討させて頂き、今後

計画に反映出来ればと考えております。以上です。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

自席から再問をしたいと思っております。いろいろと答弁をいただいたんですけども、この町を持続させていくためには計画や目標をただ立てるだけではなくて、実際に何をやっているのか何をやるのか、どういったものが目に見える行政にしていかななくてはならないと思っております。先ほどの答弁でも前向きに検討したいという言葉はいただいたんですけども、医療費の助成に関しても、もう早急に検討し実現するぐらいの強い意思を持った検討をしてもらえたらと思っております。公営住宅に関しては今後老朽化等のことから改修も含め検討していくという話だったんですけども、空家は平成 20 年かな、325 軒で貸すのが可能なのが 11 軒というのがあったんですけども、やはり先ほどもいわれたように荷物が置いてあったりとか、いろいろな状況はあると思うんです。でもその中でほな荷物の置く場所をどっかに確保するとか何か違った発想の転換をすればそこがまた貸すことが可能になることがあると思うので、そのあたりももっと検討しますとか、取り組みますという答弁が私個人としては現状回避のみの後ろ向きな解答のように聞こえてしまうのですが、やっぱりもっとこの町を何とかしたいという熱い意思のこもったもっと前向きな答弁をいただけたらと思っております。町独自の施策について、今ソフト面に関してはいろいろと説明もいただきましたし、取組みやその効果等も充分に見てきていると思うんですが、例えば海陽町においては今定例会において「海陽町こどもあゆみ条例」というものが議決されました。これは行政・議員・住民代表からなる少子化対策検討委員会で協議を行い、取りまとめをし、それが新たな目に見えるかたちで実現したことだと思っております。内容に関しては詳しくはあれなんですけれども、財政調整基金から 10 億円を取り崩し、こどもあゆみ基金を創設し、今後 10 年間に渡り 1 年 1 億円の予算内で少子化対策に充当するというものだそうです。もちろんそれぞれ市町村において立場もおかれている状況も異なります。予算の確保だけが若者の対策につながると言うものでもありません。しかしその動きには自分立ちの手でその町をなんとかしたいという熱い思いが込められていると感じるのです。本町に置き換えれば先ほど磯野総務企画課長の方から既存の条例である定住促進対策条例の内容について説明等ありましたが、その条例を既存の定住促進条例や産業振興条例などの条例について新たに改正を行う

ことで、もっと違った新たな効果が期待できるものもあるのではないかと考えます。新しい施策を新たな発想で企画し、提案するということは、若い世代に対する大きなアピールにもなります。実際は十分に議論や検討はされているにもかかわらず、結果としてあまり変わっていないように見えてしまうのかもしれませんが。しかし私達住民には何がいつどのようなメンバーや体制で議論された結果であるのかを知るすべもありません。町長は年齢も若く、周りの意見に充分耳を傾けられ、柔軟性のある考えをお持ちです。今後新規の目玉施策等を上げるというかそういうビジョンがあるのか、今までにあまりこう見えてこなかった部分に関してどういう理由があるのか、町長にお伺いしたいと思います。

議
町

長 町長

長 今おっしゃられた産業振興であります。定住促進につきまして、また子育てにつきましても議員おっしゃるようになってなかなか住民の方々の目に見えない部分が多いというのもあるかと思えますけれども、いわゆるワクチンの接種についての町の補助でありますとか、それから先ほどもお話のあります乳児医療の小学校 6 年まで、そういうような取組み等につきましても県下でも早い部類に属するのではないのかなあというふうに思っております。大きな目玉といたしますか、言葉が悪いですがけれどもパフォーマンス的でありますとか、情報発信の仕方っていうところで、情報発信の仕方がまずいのかなあというふうに思っているところがございましてけれども、住民の方々がこの町で住みやすい町政を行っていくってことは私の考えではございますので、今後そういった町の施策等につきまして、できるだけ分かりやすいようなかたちで、住民の方々にお知らせする方法、私共としては町の財政につきましては分かりやすい予算書等も作らさしていただいておりますけれども、まだまだ充分ではないのかなあというふうに考えているところもございまして、今後は議員おっしゃられるように町がどのようなことをやっているのかってことをできるだけ住民の方に分かっていただけるような、そういった伝える施策といたしますか、そういったものも充分考えていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

議

1 1

番 議

長 寺下議員

町長の方からも伝える、情報を発信する、積極的に行いたい

という答弁をいただきました。たしかにもっとこう情報が開示されたら若者世代もいろいろな施策を情報収集できたりするということもありますので、今後積極的な情報発信を進めてもらえたらと思います。若者の定住は新たな活力をもたらし、新たな命をはぐくみ、美波町の将来を必ず明るいものにしてください。今後とも具体的な対策等に力を注いでもらえるようお願いしたいと思います。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

次に防災・減災のまちづくりについて2点に分けてお伺いします。まず1点目、町長の答弁にもあったんですが、昨年8月に日和佐幼稚園・日和佐保育園の保護者から町と議会に高台移転を含む早期環境整備についての要望書が提出されています。保護者は常にいつ来るかもしれない地震・津波への心配を持っています。それと同時に影山議員の質問の答弁にもありましたが、現場の職員達も不安を抱えながら避難訓練等、周囲の職場の人や地域の人との協力をいただきながら、今できることに必死に取り組まれています。町が直面している課題は沢山あって、もちろんそこには優先順位をつけて検討していくものだと認識はしていますが、保護者にとってまた孫を心配する祖父母にとって小さな子ども達をあの様な危ない場所に預けるという現状はなによりも早急に課題解消されるべきことではないでしょうか。移転場所については町当局においても検討をかさねられていると思いますが、先ほどの影山議員の質問の答弁にもあったんですけれども、再度お聞かせ願いたいと思います。当時のそうした課題を所管していた子どもセンターは今廃止されています。そのことも含めて現時点での状況についてお伺いします。

2点目、公共施設の耐震化についてですが、昨年6月議会の一般質問において公共施設の耐震化については計画的に図っていくと答弁されています。その後どのように計画性を持って行われたのかお伺いします。また非構造部材の耐震検査等の状況についてもお伺いします。加えて地震発生時、公共施設内にいた人達に対する施設内避難路の確保が重要になりますが、転倒防止危惧の設置や窓ガラスの飛散防止フィルムなどの対策は講じているのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長
副 町 長

副町長

私の方から、防災・減災のまちづくりについて、答弁をさせていただきます。まず、1項目目の日和佐幼稚園・日和佐保育園

の移転について検討状況は、でございますけれども、平成 23 年 3 月議会において、平成 23 年度において取り組む重点施策といたしまして 6 項目を掲げ、その中で幼保一体化施設建設に向けての基本構想の策定を掲げまして、移転改築について検討していく予定としておりましたけれども、3 月 11 日の東日本大震災、それから徳島県が公表をいたしました暫定津波浸水予測図で 1~4 メートル浸水するとの予想が出されたこともございまして、未だ基本構想の策定には至っておりません。これまでの議会においても、一般質問で何度か同様のご質問をいただき、その都度お答えをさせていただいておりますけれども、直近では今年の 6 月議会でご質問をいただきまして、移転場所について特に 1 点に限ることなく幅広く検討させていただきたいとお答えしております。

さきほども影山議員のご質問に対し、町長がお答えをいたしましたように、平成 23 年 8 月 26 日には寺下議員が申しましたように日和佐幼稚園 P T A 会長それから日和佐保育園保護者会会長から防災に関する要望書も頂き、幼保園舎の移転改築それから現施設の耐震化等 5 項目の要望をいただいたところでもございます。

このような状況を踏まえまして、幼保施設の移転改築につきましては、先程町長がお答えしたように、国から示される津波浸水高の最終報告を待ちまして、また今後保護者の方々との意見交換等も行いながら、移転場所等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2 項目目の公共施設の耐震化は進んでいるのか、についてでございますけれども、この役場庁舎とか病院・学校関係施設、それから社会教育関係施設・町営住宅等町が所有又は管理する公共施設は数多くございます。これらの施設の多くは、昭和 56 年 6 月 1 日以降のいわゆる新耐震基準で建築された建物でございまして、耐震性を有しておりますけれども、それ以前に建てられた施設については施設の老朽化と相まって、少数ではございますが、今後の対策が必要な建物もございます。旧耐震基準によって建築された建物につきましては、今後起こりうる東海・東南海・南海の三連動地震対策といたしまして、施設の耐震化等の重要性は十分認識致いたしており、これまでも計画的に耐震診断等を実施し、耐震改修も行っております。

例えば、役場庁舎では由岐支所それから由岐公民館、それから日和佐公民館等の重要施設でありますとか、小・中学校につ

いても、すでに耐震改修が来ております。

今後につきましては、昭和 56 年以前に旧耐震基準で建築された建物についても、必要に応じて対応していきたいと考えております。

また、非構造部材の耐震検査等の状況や、施設内避難路確保のための、転倒防止器具の設置や飛散防止フィルムなど対策を講じているのか、についてでございますけども、「非構造部材」とは、柱・梁・壁・床等の主体構造部以外の部材を言いまして、狭義的には外壁をはじめとする主体構造部以外の建築物の部位を指しまして、広義的には設備機器、それから家具等も含まれるとされています。

昨年の東日本大震災では、特に天井材とかガラスの落下など非構造部材によります被害が数多く発生しており、現在、国も専門委員会を設け、今後どうすべきかが議論されている最中でありまして、非構造部材に関しても検討課題として検討されていると認識をいたしております。このことにより、町といたしましては今後、国・県の指導を仰ぎながら対策を進めて参りたいと考えております。

また、転倒防止器具の設置や飛散防止フィルムなど対策では、日和佐保育所や由岐保育園では、強化ガラスの使用によりまして飛散防止対策がなされており、また本棚などにつきまして転倒防止対策も行っております。しかしながら、多くの施設では転倒防止器具の取り付け、あるいは飛散防止フィルムの対策がとられておりませんので、今後検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長
1 1 番 議員

寺下議員

日和佐幼稚園・保育園の移設に関しては、幼保の保護者からは移転場所や設計について、ほぼ行政内のみで既に出来上がった計画を「はい」これでいきますという提示するだけということのないように保護者の意見も充分に取り入れていただける方法をお願いしたいという要望も聞いています。町長は以前から教育環境については保護者の意見を充分に配慮される方針であると私は認識しておりますので、そのことを踏まえて移設については最優先で取り組むべきことだと考えます。先ほど答弁の中で話し合いをもつということもあったんですけども、時期的にいつごろ保護者との話し合いの場を設けるというふうに考えられているのか、そのあたりを伺いたいと思います。また防災の対策に関しては、今後その耐震化についても必要に応じ

て行っていくとか、転倒防止危惧や飛散防止フィルムなども検討していくということだったんですけど、その中で国とか県の指導を仰ぎながら行っていくということだったんですけども、いくら事業の効率化を中心に考えるとしても、国から示される指標であるとか、そういうのを待つばかりがロスのない作業に繋がるとは思いません。その国・県との指導と合わせて町としても平行して議論を重ねていく方向が、指標が出たときにすぐスピード感を持って対処できると思うので、そのあたりも考えていただきたいと思います。これまでも町長はできることからすべてやると、防災対策についてはできることからすべてやっていきたいと答弁されています。今回私が質問したことは昨年の3.11以降、早急に対応を進めていくことであつたと思うし、今すぐにでもできることであつたと考えますが、なかなか現状では進み検討が進んでいってないように感じるのですが、そのあたりどういったことがハードルになっているのか、そのあたりも町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。そして今後具体的にどのような対処をしていくのかも伺います。

議
町

長 町長

長 まず初めに幼保の保護者の方との話し合いの場が時期がいつになるかっていうことでございますけれども、国の方のいわゆる最終の公表があるのはいつかっていうことがございますけれども、話し合いにつきましてはできるだけ早い時期にというふうに考えておりました、今年の4月1日の人事異動の際にも新たな園長にはその旨をお願いしているところでございますので、話し合いといっても1回だけということにならないと思いますので、皆さま方の、昨年の保護者の方と今年の保護者の方っていうのは入れ替えもございまして変わっているところもございまして、そういったことで保護者の方の意見も充分お聞きして、そして最終の浸水深・津波高が出たときにはそれを持って進めさせていただくというふうに考えておるところであります。

それから2点目のいわゆる構造部材でないところで、今回の東日本大震災を見て一番大きかったのは、建築基準法上は大きないわゆる構造部材のところを主に基準を設けて、建物が倒壊し内容にでありますとか、そういったことをやっておりますけれども、今回は大きな体育館の屋根が落下して多くの方の命が奪われたでありますとか、エスカレータが落ちたりとか、いろ

んな落下による死亡というようなことが非常に多かったということでもあります。ですからそういったものにつきましては、先ほどの答弁というのはそういったものについては、国・県の指導を仰がないとなかなか点検の検査すらもなかなかしにくいというようなことになるのかなあということでの答弁をさせていただいたところでございますが、議員がおっしゃっておりますような飛散防止のフィルムを貼るっていうのはすぐにでもできることかなあというふうに思っております。その費用につきまして平米あたり 15 千円程度というふうに聞いておりますので、1校あたりをしますと多分 4,000 千円から 5,000 千円ぐらいの金額になるのかなあというふうに思いますので、そういったところも含めてまずは全てがフィルムを貼らなくてもいけるような強化ガラスっていうのも既にしているとか、アクリルガラスになっているところもございますので、いわゆる割れるガラスのところを、まずはほんで生徒さん達・児童さん達がいらっしゃるところから始めさしていただいて、大きいいわゆる基準がこれからでてくるようなところについてはその都度というようなことで取組みをさしていただきたいと思っております。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

今具体的な、今後進めていく内容の答弁をいただきましたので、防災対策については単発ばかりの事業ではなく、様々な事業が互いの連携イメージを描けるように進めていってほしいと思います。地震津波への備えは海と共に生きる美波町にとって最重要課題であり、被災地や防災取組みの先進地に習い、調査や研究を行い対策し続けることが重要だと思いますので、今後も住民と共同で取り組んでいただくこと、強くお願いしたいと思っております。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

最後に美波町総合計画について細かく 3 点質問いたします。今年度策定する美波町総合計画は平成 25 年度からの 10 力年計画と聞いています。初日の町長提案理由の説明の中でも委託業者を決定したという報告がありました。これから早急に策定にかかるとしても、策定期間は残り 9 ヶ月ほどしかありません。この総合計画は本町の最上位計画であるはずですが、前回作成された策定計画は平成 20 年度から今年度までの 5 力年計画で、平成 18 年 19 年を策定期間にあわし、審議委員 15 名また町民参加型のアンケートが実施されておりました。今回計画期間も長くなっているなかで、このような短期間でどのような過程を経て

策定するのか、私個人としてはものすごく不安があります。そこで策定日程や内容について詳細をお伺いします。2点目に現総合計画の策定時やその後において、議会の一般質問でもこの計画の具体的な実施計画やその検証方法についても十分に考える必要があると議論されています。平成20年6月議会で私が「具体的な実施計画はどうするのか」という質問をしたときに、当時の総務企画課長であった影治町長は「実施計画は過疎地域自立促進計画をあてる」という答弁をされています。今回も、もしそれを実施計画にあてるとしたら当時はハード面が基本でしたが、平成22年度からはソフト面においても大きく拡大されています。その影響は真剣に取り組めば大きいものであると考えます。今回はどのようにするのかお伺いします。3点目総合計画の施策の大綱の中には地方自治町財政運営が必ず上げられると思います。住民と協働の町づくりを進めるなら、旧由岐町にあった町づくり住民参加条例を参考に、美波町独自の条例をつくることもひとつのきっかけづくりになると考えます。このような条例については、積極的に検討されるのかどうかお伺いします。また平成22年4月から施行されている職員政策提案制度をしっかりと機能させることが、やる気ある職員の育成に繋がると考えますが、現状についてお伺いします。また今後担当をどこにして、どのように機能させていくのかについても合わせてお伺いします。以上答弁よろしくお願ひします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

寺下議員のご質問にお答え致します。第2次美波町総合計画の策定につきましては、昨日、株式会社ぎょうせいと委託契約を締結いたしたところでございます。策定に係る委託期間は、来年3月末までの9ヶ月間でございます。計画策定のスケジュールでございますが、7月末を目途に基礎データの収集、現地調査などを行い、9月末までに住民アンケート調査を実施する予定でございます。それらの作業と同時進行で、庁内ワーキンググループ、また各種団体の方々を含めましたワークショップを行い、早ければ年内に原案を取りまとめたいと思っております。その後審議会での検討、パブリックコメントを経て、補修正を加え、来年3月に計画が策定できる見込みとなっております。なお前回の計画につきましては、議員おっしゃられるように平成19年度で行っておりますけれども、18年度につきましては12月の契約となっております、アンケート調査を主に、それと基本構想の原案ということとなっております。

次に 2 点目でございますけれども、現在の総合計画策定時合併当初から議会において実施計画検証方法等をしっかりと考える必要性について議論されているが、今回はどのようにするのか、でございますけれども、今回の第 2 次美波町総合計画の策定に際しましては、まず現総合計画の検証評価を行う予定といたしております。その結果を分析しまして、第 2 次総合計画策定に係るの基礎資料の 1 つといたすことといたしております。

また、総合計画の実施計画についてでございますが、以前にも町長から答弁がありましたように、実施計画としては過疎地域自立促進計画の事業計画を充てることといたしております。しかし、時代が激しく動く中、財政的な裏付けや社会経済情勢を判断しながら毎年度計画を見直しを行う、ローリング方式といたしますか、そういったかたちで計画を進めさせて頂くことといたしております。

次 3 点目でございますけれども、施策の大綱の中に地域自治行政財政運営は必ず上げられると思う、住民と協働のまちづくりなどを進めるなら、旧由岐町にあった「まちづくり住民左官か条例」を参考に、美波町独自の条例をつくることもひとつのきっかけづくりになると考えるがどうか。また平成 22 年 4 月から施行されている職員提案制度をしっかりと機能させることがやる気のある職員の育成に繋がると考えるが現状はどうか、今後担当をどこにしてどのように機能させていくのか伺いたいについてでございますけれども、地域自治を進めて行く中で住民との協働は必要不可欠であると考えております。旧由岐町時代にあった「まちづくり住民参加条例」は住民と町が共に考え行動しながら、住民自らによるまちづくりを進めるための基本的な事項を定めたものであります。

この協働の考え方につきましては、地域づくり推進条例にもありまして、「美波町におけるこれからのまちづくりは、それぞれの地域を大切にし、そこで生活する住民やその地域を大切にしたいと思うもの自らが創意と工夫を行いながら、行政との協働を通じて地域の持続と自律的な運営を模索していくことを基本とする」となっております。

現在、町ではこの地域づくり推進条例や定住促進条例などによりまちづくりを進めているところでありますけれども、過疎高齢化など地域を取り巻く状況は時代と共に変わってきている中、現状の中でこういった対策が良いかを十分検討し判断させて頂ければと思っております。

次に職員提案制度についてであります。総務企画課を窓口として行っております。現在まで24件の提案があり、その内何らかのかたちで取り入れた提案としては、「条例等の改正を新旧対照表で実施する。」「東日本大震災への支援」「町保有資産の有効活用、いわゆるインターネットオークション」それから「窓口カウンターを低くする」などとなっております。提案の中には財政負担が伴うものもございまして、すべてを施策に反映することは出来ませんが、職員の町づくりへの参加意識及び政策形成能力の向上を図る上において、今後も積極的に制度を活用していきたいと考えております。以上です。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

この総合計画は繰返しになりますが、本町の最上位計画です。総合計画の前につける町名を変えたら、どの町にでも通用するような画一的なそんな計画であってはならないと思います。10年先の将来をしっかりと見据えながら、町民のニーズを組み込んだ計画を策定することが大事だと考えますが、先程の答弁についてちょっと確認さしてもらいたいんですけども、策定の中で住民アンケート9月末ぐらいまでに行うということだったんですけども、前回は中学生アンケートや出身者アンケート、また住民アンケートというようなアンケートがとられてるんですけども、今回はどのようなアンケートを実施するのか具体的にお伺いしたいのと、審議会を原案を作って審議会で審査していくということだったんですけども、その審議会メンバーにはどのような人達、どのような団体というのを考えられているのかお伺いします。それと今回の策定に関しては最初に総合計画の検証・評価をしていくということだったんですけども、その検証・評価は誰がするのか、そういったことも合わせてお伺いしたいと思います。また本定例会に上程されている繰越計算書の中には災害時危険度判定調査業務で27,000千円、都市計画道路見直検討委託業務で5,000千円、総合的な安全防災基盤整備事業で約108,000千円のソフト及びハード事業が上げられています。また今年度の当初予算には約7,000千円の航空写真撮影費が計上されていたと記憶しています。それらを総合計画と連携させ、防災対策としてもお互いに連携をイメージできる相乗効果を期待できるようなイメージを私は持っているのですが、そのあたりどういうふうに考えられているのかお伺いします。それと町長は提案理由の説明でも美波町の今進むべきビジョンを示した総合計画の策定に取り組むといわれて

います。なによりもこのビジョンを掲げることこそが重要であると思いますし、そのビジョンに人は心動かされ、血の通ったやる気へと繋がるのだと思います。私はどの自治体においても組長は自らが考える政治方針を示し、それに基づく予算案を提示することが仕事であると認識しております。町長のいわゆるビジョンというものはどういものであるのかお伺いします。それと現在進行中の病院問題に関して、住民説明会時の住民の反応や発言等を考えたとき、少なくともまちづくり住民参加条例を作った当時の由岐町行政が、どのようなことを意図し、行政としてどのような仕組みや体制を模索してきたのかを検証し、現在直面している美波町の状況に照らし合わせてみることも価値あることだと思えます。町長のお考えをお伺いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

寺下議員の再問にお答えいたしたいと思えます。総合計画策定時のアンケート調査についてでございますけれども、今総合計画につきましては4社から提案をいただきまして、最終3社からプロポーザル方式により業務内容の提案をいただいております。今回契約に至りました(株)ぎょうせいとの内容なんですけれども、その提案に準じたアンケート調査でございますと住民の方々にアンケートをとるということで、中学生アンケートは含まれておりません。住民アンケートの中には幸福度アンケートというのがございまして、これにつきましては現在の満足度、住民の方々がどういったことに満足されて幸せを感じていらっしゃるかっていうような、そういった最近いわれているそういった幸福度についてのアンケートを実施する予定といたしております。それから審議会のメンバーでございますけれども、前回の第1次の総合計画策定時にお願いたしておりますような住民の方々・各種団体の長でありますとか、そういったメンバーの方々が中心になったり、有識者ですかね、そういった総合計画を策定にするにあたっての有識者の方も含めた審議会を作りたいと思っておりますけれども、具体的にまだ構成メンバーは決まっております。それから第1次の総合計画の検証方法についてでございますけれども、この計画を策定する上でどの時点で検証というか、全段階といたしますか初めの方の段階で行うことになるんですけれども、これについては各課が所管している事務事業について総合計画との第1次の総合計画との実施状況、今現在の状況ですかね、それを比べながら検証を図っていくことになるかと思っております。それから災害危険度

の調査であります都市計画道路の見直調査、各種計画の策定業務を今すでに行っているところでございます、こういった計画については今回策定いたします総合計画の中で反映していかなければならないところは反映するといった、計画の整合性っていうのは図っていきたいと思っています。

長 町長

長 この 10 年後のビジョンというようなところでございますけれども、現在まちづくりの基本として住んでよかったと実感できる町っていうのが、私が就任させていただいた以降ずっとそのようなこと出ささせていただいておるんですけども、その中に 4 本の柱っていうふうにさせていただいております。今回総合計画を作り直すにあたって、先程申しましたように検証を行うということにしております。現在の環境の変化でありますとか、今後こういうことが必要っていうことも含めまして、その検証の中から課題が明らかになってくるのかなあというふうに思っておりますので、そういったことも含めまして新たな総合計画作りというようなことで出さしていただきたいと。その中身はもちろん 10 年後この町がどのような方向を示すかっていうような大きな方向性もできてくるのではないかと考えておるところであります。次に旧の由岐町にありましたまちづくり参加条例でございますけれども、これは町づくりの基本条例で通常いわれているような、私の認識では町の憲法みたいなものかなあというふうに思っております、旧の由岐町の条例を読まさせていただいても、前文というのを設けております。ですから日本国憲法も前文がありますように、そういった意味合いもあって作られたのかなあと思っております。ですからそういった基本条例を作ること、作らないことを別にいたしましても、そういったことで進めていくことは大事なことというふうに思っておりますけれども、条例ありきっていうふうになってもいけないのかなあと思えますし、他の町村で基本条例をつくられているところは随分増えてはきておりますけれども、それが有効に機能しているっていうところをみてみますと、それはまあ少ないっていうところが実感でございます。ですからいつ作るかっていうのは議員おっしゃられるようにきっかけ作りとして、まず条例を作ってから進めていってもいいのではないかっていうご意見もあるでしょうし、私はもう少し熟度が増してから作る方がいいのではないかっていうふうに思っておりますけれども、じゃあ熟度を増すためにはじゃあどうするのかっていうこ

ともございます。そんな中であと後段の議員からの一般質問にもございますけれども、町づくりを進めて行く中で、いわゆる人材育成的なことでもありますとか、それから住民の方がどのように町政に関わっていくかでもありますとか、そういった方法的なものが今の美波町で充分できているかっていったらそうではございません。大きくは町内会、30町内会ございますけれども、その町内会30のひとつをとりましたも、それぞれ自分達の町内会のことについて自分がどのようにかかわっていくかでもありますとか、参加の状況でありますとか、随分言葉的に見ますと温度差等もございます。以前申したかも分かりませんが、3月11日の東日本大震災というのを気に、この防災意識っていうのが非所に高まっております。私たちの町ももちろん高まっているところがございます、住民の方々が行政の指示と申しますかそういったものを待たずにそれぞれの自主防災会をはじめとするご近所の方達で自分の命は自分で守るっていうような行動をとられているところがございます。これは正に住民の方のいわゆる住民自治に向けた出発と申しますか取組みの表れかなあというふうに今思っておりますので、今年は県の方でも防災・減災についての取組みを後押しして下さるっていうふうに聞いておりますけれども、そんな中で美波町のいわゆる先進的な西の地防災会でありますとか、木岐のまちづくりでありますとか、そういったところも含めまして、他の町内会・自主防災会の模範となるような取組みを全体の中でお示ししていただいたり、それからご指導していただいたりして、全体のボトムアップができて、そして今議員がおっしゃられるまちづくりの基本条例的なものを住民発議と申しますか、つくってはどのような気運が生まれてくる中で、自然的にこういったものができてくるというようなことが一番私的には理想であるのかなあと思っております。ですから基本条例というのは町のは町の基本条例もありますけれども、議会の基本条例であったり、いろんなものがあります。そういったものをどのように作っていくかっていうのはまさに作っていく過程が大事であって、そして作ってからまたそれを進化していくっていうような住民の皆さま方が行政も先頭に立ってではありますけれども、そういったことをしていくことが非常に大切であるし、一部精神論的なところもあるのかなあというふうに思っていますので、今申し上げましたように今は条例を作る時期であるとは私は今は思っていないところがございます、充分これから

そういったことについては勉強もさせていただき、検討もしていくことはお約束させていただいて、答弁とさせていただきたいと思います。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

持続可能な美波町を作るためにも、今回計画する総合計画はとても重要です。行政とともに議会も住民も一人ひとりがその自分の持つ役割に気付いて、共に知恵を出し合い、経験を結集し、魅力ある町を作る計画にしていかなければなりません。先程町長の方からも前向きに進めるといった意見をいただいたんですけれども、策定に関しては残された時間は限られておりますが、策定方法や内容について十分に力を尽くしていただきたいと思います。以上で私の質問は終わります。

議 長

以上で寺下議員の一般質問は終了しました。

小休します。

(小休中)

議 長

小休に引続き再開いたします。

続いて8番向山議員の一般質問を許可します。

向山議員

8 番 議 員

それでは私からは人材育成についてお伺いならびに提案をしたいと思います。町長は就任に当たり町の主要事業のひとつとして未来をつくる人づくりを提唱し、今も取り組んでおります。子どもの健全育成・交流事業・学校教育・社会教育等を今年度の未来をつくる人づくり事業と位置づけ、今年度の予算はわかりやすい予算書によりますと当初の事業費として約1億円が計上されております。個々の事業を見てみますと個人個人の人間性や社会性の向上を目的とした事業が多いようです。個人個人の能力を上げていくことももちろん重要で、それが将来には美波町を担う地域リーダー等の育成に繋がるという考え方もあるかもしれませんが、地域を引っ張っていく立場のもの、将来の美波町を担うものの育成事業にも早急に力を注ぐことも必要と感じます。そこでお伺いします。地域リーダーや町づくりのための人材育成について町はどのように考えておられるのか、またその育成のための施策について今後の取組みがあればお聞きしたいと思います。

2点目として私が感じる点ではありますが、将来美波町を担う地域リーダー、ここで私がいう地域リーダーとは小さな地域や任意団体のリーダーをはじめ、さらには首長や議員もこころざすものも視野に含めた広い意味での地域リーダーをさし

ておりますが、美波町の将来に希望を持てる、また夢があるまちづくりを語り、またその夢を実行に移してくれるリーダーの育成のため、町という公平の立場から広い分野での学習を行う人材育成塾を開設してはどうでしょうか、提案させていただきますのでご検討・ご答弁をよろしくお願いいたします。

長 町長

長 それでは向山議員の人材育成の今後の取り組みについて、ご答弁させていただきます。全国多くの市町村同様に、美波町におきましても、人口減少や少子・高齢化に歯どめがかからないのが現状でございます。今後、コミュニティの存続が危ぶまれる地域が出てくる可能性もございます。このような中、町を元気にし、「住んでよかったと実感できるまちづくり」を一步一步前進させるためにも、地域リーダーやまちづくりのための人材育成は重要であるというふうに考えておるところであります。人材の中でも、地域全体を常に考えなければならないのは、私をはじめ役場職員でありまして、各種の地域活性化施策を実行していく最前線にいるのが、役場職員であると思っております。このことから、自主性、自立性を育み、政策形成能力や創造的能力・法務能力等、今後その重要性が高まると考えられる能力の一層の向上を図ることまた職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むこと、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけること等が一層求められている中で、時代の変化に対応できる人材の育成を積極的に推進していくため「美波町人材育成基本方針」を定めるとともに、「美波町職員研修奨励事業」や「職員提案制度」を創設し、職員の人材育成に取り組んでいるところであります。一方、地域リーダーやまちづくりリーダーの育成については、独自の制度は確立されておりません。地域づくり団体等が実施する先進地視察等について、産業振興条例規則の中で産業振興育成・研修奨励金ということで交通費や参加費・宿泊費等を対象に半額助成をする制度がある程度であります。議員から提案のございました人材育成塾等の開催についてでございますけれども、今後、地域リーダーやまちづくりリーダー等の育成についての支援制度の創設に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えています。支援制度の内容といたしましては、議員もおっしゃられましたようにリーダーとしては、それぞれのいわゆるまちづくりであったり、産業であったり、それから高齢

者であったりとか学習であったりとかというようなことがあるのかと思います。そういった情報を伝える仕組みと、それから町で実質的に支援ができる資金面等につきましての内容を今後検討して創設に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

議 長
8 番 議 員

向山議員

今町長からリーダーの育成等についての考えをお聞きして、町長もその必要を認めておるといふ答弁だったかと思います。そういうことで地域リーダーの支援事業を充実させたいということでございますけども、私としてはリーダーの育成をですね、公平な立場から町という公平な立場からそういった塾、塾と限りませんけれどもそういった学校、開校ですね、していただきたいと思っております。地域と町をつなぐ、また将来の町を語って夢を持ってそれを実行に移していただけるような積極的な人材を育成していただきたいと思っております。松下政経塾は日本の政治を担うものを創出し、また橋下徹主宰の「大阪維新の会」ではですね、政治塾を開催し、当初では2,000人を超えるものが志を持って参加希望をしております。時期国政選挙ではかなりの数の議員を確保するような勢いでございます。わが町においてもですね、子ども達が将来の美波町に希望を持って、また夢を持って生活をして安心していける美波町を創設のためにそういった人材育成、できればですね早急に取り組んでいただきたいと思っております。そういうことが町の発展に繋がっていくと思っておりますので、地域リーダーの育成の支援事業を、そういう答弁ではありましたけれども、なお一層ですね、検討を加えていただいて、地域発展町づくりに資するような人材を育成していただきたいと思っております。

昨今ですね、この地方自治も非常に困難な状況に、困難といえますか複雑多岐になっておりまして、議員なり町長・組長を目指す人についてはですね、行政経験がなければなかなか地方自治を認識というんですかね、理解するのが非常に困難な時代になってこようかと思っております。一般住民の中に非常にそういった素質のある方もおいでますし、そうした人の中からも首長なんか目指す人もあってもいいかと思っておりますので、できればそういう面でもですね、こうそういった人材育成を前向きに検討していただきたいと思っておりますので、この再問についても町長のご意見等がもしあればお願いしたいと思っております。

議 長
町長

町

長 今議員がおっしゃられた塾ってということでございますけれども、議員が考えられている塾のイメージっていうのが私は充分まだお話ししてないので、分かりかねるんですけども、この一般質問の通告書を見てみますと、主宰というふうに書かれているので、町がそれをいわゆる開催するのではなくて、もっと踏み込んだってというようなことで取らさしていただいています。そういうことになりますと、町にそういった地域づくりリーダーでありますとか町づくりリーダーを目指す方を育成するための、いわゆるスタッフをどのようにするかっていうことがございますが、多くは外部から招聘をしなければいけないのだろうなあというふうに考えております。そういったことでそういった町づくりの専門家を美波町に招聘して講座を設け、例えば1年間に何回の講座をするとかというようなことでありますとか、その中に先進地の視察等も含めて塾を構成するということは可能なのかなあとは思いますが、そうなった場合にある程度の方向性でありますとか、この塾のいわゆる目的・趣旨等をはっきりをさせて、その招聘をするためには非常に多額の多分お金がかかると思います。ですから私が答弁をさせていただいたのは、まだそこまでいくところまで美波町はまだしてないかもしれないってということで、そういった人材の発掘等も含めて、外部でいろいろと国の出先機関でありますとか、それから国そのものが主宰しているでありますとか、いろんなその研修会がございます。そういったところへ1年間を通じてカリキュラムはこちらで組まさせていただきますけれども、主に行っていただくような研修をしてはどうかあと考えておまして、それに参加する場合の費用の一部を負担させていただくでありますとか、それからそういった情報をどのように伝えるかという情報発信のところの仕組みを考えさせていただくというようなことでの答弁でありますので、議員と私の認識がと違いますか、求めているところが変わっているとは思っていませんので、人材育成についての取り組みについてはまずそのような方法からやらさしていただいて、町にそれだけの体力でありますとか、それから人のネットワークでありますとか、そういったものができたあかつきには議員がおっしゃられている目標としての町が主宰して、まちづくり塾的なものができるようになれば一番いいのかなあというふうに思っておりますけれども、まずはそういったかたちで取り組まさせていただこうというふうに思っておりますので、そのようにご理解をしていただけたらと思いま

す。

議 長
8 番 議 員

向山議員

今の答弁ではまずは地域リーダーのための育成のための支援を行いたいという答弁だったかと思います。先程町長の方からお話がありました塾については、私が想像しておったようにですね、町長さんがさっきおっしゃられたように年数回の講座をですね開いて、もちろん講師については外部から、また行政については職員からでもといいますか、職員から講師になれるんでないかなあと思っております。ということで将来美波町に限らずですね、例えば町村会主催とか、これはまた先のことになるかも分かりませんが、町村会なり南部圏域なりですね、検討していただいて、大きな意味で広くですね、そういった人材を育成していくような施策をですね、検討をお願いしたいと思います。

前向きにといいますか、当面は地域リーダー支援のための事業をとということですので、それに期待をして私の質問を終わりたいと思います。

議 長

以上で向山議員の一般質問が終了いたしました。

続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。

7 番 議 員

北山議員

それでは一般質問をさせていただきます。今回の質問は大きく3点についてお聞きしますので、簡潔にお答えいただきますようお願いしまして質問に入りたいと思います。

まず第1点目は、病院建設作業の行程と内容について。3月議会の一般質問で、「パブリックコメント以後の細かい日程については答弁できないが、パブコメの集約が出来たら、その後の行程もはっきりしてくると思う。」言われたので改めてお聞きします。この議会で「美波町医療体制整備方針」が提案され可決なれば、いよいよ病院及び保健センターが平成25年着工に向けて動き出します。今後限られた期間の中で結果を出すためには、町として緻密な計画に基づいて作業を進めなければならないと思いますので、今後の作業行程について日程と内容及び責任者は誰なのかお聞かせください。1.町立病院及び保健センターの組織・運営・施設について町民との認識の共有ということで、町は、組織についてどのようなものを考えているのか。施設についてはどうか、病院建設にはまず医師の確保が重要、上屋が出来ても医者がいなければどうにもならないと町長はよく言っていました。そのためには医師に魅力ある病院、医師が行っ

てみたいと思える病院にしなければならないと思いますが、町はどのように考えているのか。また、町民との認識の共有についてはどのように図っていくのか、お聞かせ願いたいと思います。2番目、町立病院及び保健センターの設計の共通認識については、いつどのように進めていくのかお聞かせください。3番目、町立病院及び保健センターの設計委託は、いつどのような方法で委託するのか、お聞かせ願いたいと思います。4番目、町立病院及び保健センターの設計完了はいつと考えているのか、お聞かせください。5番目、着工はいつになるのかお聞かせ願いたいと思います。以上よろしくお願ひします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

北山議員のご質問に答弁させていただきます。答弁にあたりましては今議会で提案させていただいております病院建設にかかる議案が議決いただいたということをお前提としてお答えさせていただきたいと思ひます。町立病院及び保健センターの組織・運営・施設について町民との認識の共有ということでございますけれども、町立病院の組織・運営については現在の病院事業を受け継いだかたちの組織体制、運営を行っていくこととなります。また、保健センターについては、診療所を置くこととしていますが、これは診療所の特別会計で運営することとなり、人員については現在の病院のスタッフを配置することといたしております。その他に保健センターを組織するものとして保健・福祉機能を予定いたしておりますけれども、具体的な配置については今後調整させて頂くことといたしております。なお、組織・運営を図る上で基盤となる施設についても、今後医療関係者などからなる検討委員会で十分検討していただき、取り組むことといたしております。次に町立病院及び保健センターの設計の共通認識でございますけれども、町立病院の設計については、予算の議決を頂きますと基本設計及び実施設計の前段階といたしまして発注支援業務の委託を専門のコンサルタントに行う予定といたしております。この業務の中で検討委員会などのご意見を伺いながら基本設計及び実施設計の発注へ向けての作業を進めさせていただくことといたしております。保健センターの設計については、国の中央防災会議が近々出される被害想定により県から示されであろう新たな浸水予測を受けて、現在の予定地で建設が可能であるかどうか判断してからとなります。これらを踏まえて設計を進めていくこととなりますので、保健センターについては若干病院より設計の発注

は遅れることになろうかと思えますけれども、随時進めさせていただくことといたしております。なお、設計に当たっては、町議会へも随時説明させて頂くこととなりますので、ご意見なり頂ければと思えます。よろしくお願いいたします。次に町立病院及び保健センターの設計委託についてでございますけれども、基本設計及び実施設計の発注時期は検討委員会の開催状況にもよりますけれども、今年の12月頃には発注を予定いたしております。設計委託の方法はプロポーザル方式などが考えられますけれども、内部組織であります指名審査委員会での意見も踏まえて発注することとなります。次に町立病院及び保健センターの設計完了でございますが、町立病院の設計は平成25年10月には完了出来ればと思っております。保健センターについては津波浸水予測を受けてからの発注となりますので若干遅れるかと考えております。次に着工でございますけれども、設計を完了し入札手続きに入るまで約2ヶ月程度必要といたしまして、病院については地域医療再生臨時特例交付金の発注期限があることから、平成25年12月～1月の間の発注を目指すことといたします。

病院建設については、町の重要課題でもあることから、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

議 長
7 番 議 員

北山議員

自席から再問をさせていただきます。まず1点目の組織運営施設について、町民との認識の共有ということではありますが、この中で組織について町立病院は現在の職員、支援センターの方はこれから考えるということと、施設については検討委員会で検討してもらおうと、そういうような答弁だったと思うんですが、やはりあと期間が少ない限られた機関の中でやるとすれば、今現在、町としては当然やはり考えておかなければならないと思えます。ですので今町が考えておる範囲の中の話、これを報告していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。その中で町民との認識の共有についてはどのように図っていくのかっていうんもお聞きしたんですが、そこらについても再度お聞かせ願えればと思えます。

2番目について、保健センターの設計の共通認識ということで、これは町民が設計について中身を理解していただくということで、共通認識というようなかたちで書かしていただきましたので、こういうことも当然やはり町民との協働のまちづくりというような中ではしていくべきと感じますので、こういうこ

とをいつどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

3番目の設計委託については12月ごろプロポーザル方式でというような答弁がありました。今まで過去に小学校を含めいろいろプロポーザル方式でやってきましたが、少し結果について問題が生じてきていると思いますので、このプロポーザル方式の中身について、もう少し検討していくべきではないのかなあと、そのように考えますが町の認識をお聞かせ願いたいと思います。以上再問お答え願えますか。

議
町

長 町長

それでは再問につきまして、私の方から。今いただきました中で保健センターの中身で検討をしているところっておっしゃられたのかなあと考えておりますけれども、実は今回といいますか、明日整備方針につきまして議案を提出するというふうになっておりますけれども、議会での基本、議決を待ってからでないと動けないというような町の執行部のことがございます。ですから病院についてもそうですけれども、保健センターについても今議員がご質問されているような中身の詳しいところを検討を充分できているかっていったら、そうではございません。中身について今の現在のところって言いますと、方針に書かしていただいておりますように、医療・保健・福祉・介護が連携できるような施設を目指すというようなことでございますので、そのような感じで、現在のところはお理解といえますか、ご認識をお願いしたいなあとというふうに思います。

それから町民との認識の共有ってというようなことでございませぬけれども、これは検討委員会を立ち上げることにしております。中身のメンバーについてはまだ決まっておられませんけれども、住民の方も参加できるかたち、参加していただくかたちっていうのを取りたいというふうに思っております。そういった中で検討会で検討していく中身について、随時広報等でお知らせができればというふうに考えておるところであります。

最後にプロポーザルの件につきましては、前回の議会運営委員会でも議員の一人から、北山議員がおっしゃられたようなご指摘もいただいております。いろいろとプロポーザル方式でやるっていうふうに決めたわけではございませんが、そういった方式もあるということで検討していくということでございませぬので、今言われた現在までのプロポーザル方式で行った設計が、全てが全てうまくいっているようではないとご指摘かなあ

と思っておりますので、そういったことは充分注意しながら発注方法は決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

再再問をさせていただきます。今町長は明日の議案が可決な
ってでなければ動けないというような、そういう答弁がありま
したが、町の考えていうんは議決があろうがなかろうが、こ
ういう病院・こういう組織でこういう施設にしたい、特に最初
の質問でもいいましたが、病院の施設についてはやはり上屋が
できて医師がいなければなんにもならないと、これは町長の
常々いわれておったことなんで、やはり医師に魅力あるのある、
医師が行きたいというようなそういう病院にするには、やはり
いろんな情報収集をしたのちに、町が最終ある程度考えを持っ
て進めていくべきだと思いますんで、今のこの段階で町がなにも
考えがないというのは少しおそまつではないのかなあと。こう
いうかたちで進めていていいのかなあとというような疑問が残
りますんで、そこのところもう少しやはり町の考えがあるのであ
れば、この時点でこういうふうな病院にしていきたいんだとい
うような町の意味をはっきりしていただきたいと思います。

それと町民との情報の共有ということで、検討委員会を立ち
上げて、検討委員会の中に町民に入っていたらというような答弁であ
ったように思うんですが、当然決まったことの広報っていうんは
当然の話だと思うんですが、ただ広報だけで知らせてそれでい
いか、やはり説明会、逐次説明会的なことをやって、幅広く
町民の意見を吸収すべきではないのか、それと検討委員会の中
身についてもまだ今の段階で決まっていけないというのは少し遅
すぎるように思います。今の段階から検討委員会を立ち上げて、
中身について検討して行って、たたき台っていうんを早く作る
のであれば作っていくべきであると思います。それとその検討
委員会の中身であります、今までのあり方検討委員会、それ
と医療体制ですか、町の職員主体の委員会っていうんが何回か
立ち上げられて、その議事録も私読まさせていただきましたが、
その中身については最終町の指導に委員が追随していくよう
な、そういうような結果になっていったように思います。そこ
でやはり病院建設ということになれば、他の施設とは違い、特
殊な構造になってくると思いますんで、町の職員でなく、やは
り専門的知識を持った委員さんに入っていて、その中に

議
町

町民についても公募するなり、やはり積極的に意見を出していただけるような、そういう委員会にしていっていただきたいと思うんですが、町の考えを聞かせてください。

長 町長

長 まず今の段階で町が何にも考えがないっておっしゃられたんですけど、考えはないわけではございませんで、方針案に書かさせていただいているっていうのがそれでございます、議員と私の方の認識といいますか、の違いっていうのは、議員は、ようは整備方針が可決される、可決されないに関わらず、町はそういうことをちゃんと進めていくべきであり、それから住民からのどのようにするかとかいうのもやっていくべきだというふうにおっしゃるんですけども、町といたしましては、執行機関でありますから、議会の議決を経て初めてそれが成案となっていくべきというふうにご理解をいただければ、今回の整備方針案につきましても、議会で可決されて初めて成案になります。その中には新しい病院・診療所、いわゆる2病院を1病院1診療所とする方針でありますとか、それぞれの建物の建設予定地等がその方針の中には書かれております。ですからそれが決定しないことには町はなかなか進めていきにくい現状がございます。ですからそういったところをご理解をいただけたらなあというふうに思っております。

それから検討委員会のメンバーにつきましても、議員おっしゃるように私共も今回建物のこともございますし、運営のこともございますから、できるならばそういった建物の専門家でありますとか、それから病院の経営にあたっては他の病院の、例えば病院の院長さんであるとか、事務長さんであるとか、そういった方を委員になっていただけたらというふうに内部ではそういったことも検討はしておりますけれども、最終決まってないというようなことを丁度申し上げたところでございますので、そういった事情もございますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

議 7 番 議 員

長 北山議員

3 問終わったんで一応私の考えということで、少し言わせていただきますれば、町長は議会の議決がなければ成案とならないんで、動けないというような話なんです、やはり成案にするにしても、町の意気込みというのか、そういうことをやはり町民・議会に示す意味からもやはり町としては、このような病院を作りたいというような、その漠然とした文言だけでなし

に、やはり具体的なことを町が早く示していくべきと思います
んで、今後可決すれば成案になるというんであれば、明日可決
なった時点ですぐさま町の考えを町民に示すようにしていただ
きたいと思います。

それと検討委員会については、今まで本当に議事録を読まし
ていただいたら町主導で住民の意見っていうんがあんまり反映
をされていなかったように思いますんで、今後その検討委員会
の中身についても私も議員として今後見守っていきたくと思い
ますんで、町としても努力をしていただきたいと思います。

議 長
7 番 議 員

北山議員

次に第2点目は、一次産業の振興、耕作放棄地・休耕田対策・
後継者対策についてということで、まず1点目は今までの議会
での答弁の結果を聞かしていただきたいと思います。そこで1
番目として、田畑の貸し借りについての調査研究結果はどのよ
うになっているのかお聞かせください。2番目は薬草ミシマサイ
コの契約栽培について。一般質問での答弁以後、町は薬草生産
団体「みのりの森」と合同で説明会を開催し、現在美波町では
13戸の生産者が栽培に取り組んでいると聞きますが、町はこの
新しい取り組みに対し今後どのような対処を考えているのかお
聞かせください。3番目は地域農業の人材育成について、「新規
就農総合支援事業」の制度を使い地域農業のリーダーの育成を
していったらどうかということについては、「よく研究し、対処
したい」といわれましたがその研究結果をお聞かせください。4
番目、鳥獣被害対策について、この件につきましては同僚議員
の質問に「地域での検討委員会・協議会の設置は検討したい」
と言われたが、現在どうなっているのか。また国では、「鳥獣被
害防止特措法の一部を改正する法律」が平成24年3月に議員立
法により法改正が提案され、全会一致により可決・成立してい
ます。内容については、大きく6項目が新設されており、住民
に被害が生ずるおそれがある場合等の対処・協議会の設置・市
町村長による都道府県知事への要請・財政上の措置等がありま
すが、町はこのことについての対応は考えているのかお聞かせ
願いたいと思います。5番目は一次産業の後継者対策について、
「担い手制度は新年度から実施したい。」と言われたが制度の実
施計画は決まったのかお聞かせを願いたいと思います。以上よ
ろしくお願いいたします。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

それではお答えいたします。まず1点目の田畑の貸し借りに

ついでに調査研究はということとは3点目と関連しますので、まず薬草についてからお答えいたします。薬草栽培については、今年の2月13日に薬草生産団体「みのりの森」による、ミシマサイコ栽培説明会を開催したところであります。町内外から約70名ほどの参加がありました。播種時期が迫っていることもあり町内では、13戸の生産者が本年度から栽培することとなりました。アンケートによりますと平成25年度以降に栽培を検討したいという方は18名おられました。薬草生産団体と生産者との契約栽培ということで、今後も町としましては、現在行っている情報提供や説明会の会場のお世話等できるだけの支援は行いたいと思っております。また、本年度につきましては、来年の作付けの説明会を冬場の土作り等もありますので今年の10月から11月頃開催する予定となっております。

それから田畑の貸し借りについての調査・研究でございますが、本年度実施する人・農地プランいわゆる地域農業マスタープランでございますが、この作成を今年度行います。プラン作りに必要なアンケート調査を今月末ごろから全農家全戸へ実施し、地域の中心となる担い手、新規就農対象者の把握、借りたい、貸したい農地と面積等を明らかにするアンケート集計後に地域での話し合いを実施し、プランを作成することとしております。プランの中で、農地集積への支援として、出し手いわゆる貸し手でございますが、利用権設定又は農作業委託に対する支援として、経営転換協力金として5反以下30万円/戸、5反超～2町以下50万円、2町超70万円の交付があります。また、受け手に対する支援としまして、規模拡大加算として、1反当たり2万円の交付があります。このような制度を利用して農地集積への支援を行いたいと思っております。

地域農業の人材育成についての「新規就農総合支援事業」でございますが、新規就農総合支援事業は、先ほど申し上げました「人・農地プラン」に担い手として位置づけられることが必須となっております。本町では該当すると思われる人は、4名程度であると把握しております。この事業による新規就農者への支援として青年就農給付金事業の中に、経営開始型と準備型の2つの給付金事業がございます。経営開始型とは、自ら独立して農業を開始する方を対象に給付されます。給付額は、年150万円最長5年間でございます。給付要件としましては、原則として45歳未満で独立・自営就農する方。就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方、見込みも可能であります。

それから就農後の総所得、本給付金以外が 250 万円未満の方、その他条項として、農家子弟の方でも次に該当する方は対処となります。親とは別に独立した経営をする場合。親の経営から独立した部門を立ち上げて経営する場合。それから親元に就農してから 5 年以内に親から経営を継承する場合でございます。準備型とは、農業技術の研修中に給付金が給付されます。給付額は、年 150 万円で最長 2 年間ということでございます。給付要件は、都道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件をすべて満たす方に給付されます。給付要件としましては、原則として就農予定時の年齢が 45 歳未満の方、都道府県が認める研修期間等で概ね 1 年以上研修する方。研修終了後 1 年以内に就農する方。自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方、のようになっています。本事業につきましては、8 月末給付申請を行いまして、9 月に 1 回目の給付を予定であります。なお、その他の事業としまして、昨年度より農業経営継承事業を実施しております。

鳥獣被害対策について協議会の設置でございますが、今現在、美波町独自の協議会は設置されておられません。海部郡 3 町で構成される鳥獣害被害対策協議会で活動を行っております。しかし、本年度からの取り組みとしては、町職員及び猟友会会員で構成される鳥獣被害対策実施隊を設置し鳥獣被害防止対策に努めたいと思います。実施隊を設置することにより定額補助等国費が受けられるため、有効に利活用しながら有害鳥獣捕獲、個体数調整に役立てていきたいと思っております。また、実施隊設置により猟期の狩猟申請時に狩猟税の軽減等の措置も受けられるため、積極的に有害駆除の参加が期待できるし、猟友会会員の負担軽減にも寄与することができる。それから法改正のことでございますが、これは実施隊をもとに対応していきたいと考えております。今年度で、3 年目になる狩猟免許取得助成金制度も活用しながら新規狩猟者も積極的に人員の確保にも努めていきたいと思っております。

次に一次産業の後継者対策についてでございますが、担い手制度であります美波町 1 次産業見習従事者受入支援事業（仮称）として新制度を新設すべく、調査研究を重ね交付要綱（案）の作成も行いましたが、検討の結果、町単独事業で同制度を実施するより、内容的にほぼ似ている、現在ある「地域おこし協力隊制度」を 1 次産業に限定して実施することが国の特別交付税

対象となるため、町としては、有利であるとの結論に達しました。

このため、現在の地域おこし協力隊の制度を利用することになったため、新制度を現在は制定しておりません。以上でございます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

それでは再問をさせていただきます。第1点の田畑の貸し借りについて、これについてはマスタープランを作成するということがアンケート調査、それと地域での説明会、それと協力金を出していくというような、そういう対応をしていくというような答弁がありましたので、その内容についてはプランが出来上がり次第、周知をしていただくのと、それとマスタープランがいつできるのか、その出来上がる時期についてお聞かせをしたいと思います。

第2点の薬草の契約栽培についてですが、これについては今後情報提供と来年に向けての説明会を10月から11月にするというような答弁であったように思うんですが、情報の提供というようなことについては具体的にどのようなことをやろうと考えているのか、先日6月の6日ですか、その時に薬草生産団体の「みのりの森」と、そこが主体でやったのか、海部郡全体の製薬会社の人の説明会があったと思うんですが、そのことについて町の方は携わっていたのかどうか、情報の提供っていうのであれば当然そういうことも逐次生産団体との情報のやり取りというようなかたちもすべきと思うんですが、この情報の提供っていうの中身について、もう少し教えていただきたいと思います。

3番目の地域農業の人材育成でいうことについてですが、この新規就農支援事業の制度を使ってもう少し具体的にどうしていくのか、もう少し分かりやすく説明をしていただけたらと思います。先程の前の同僚議員の中で地域リーダーの育成は重要であると、そういうことを町長はおっしゃっておいりましたので、先程の課長の説明の中にありました準備型というようなこと、移住・定住も含めてこれからの農業をやりたいという人に対して研修を積んでいただき、地域の、地域農業のリーダーを育成していくべきと考えるんですが、町は今後具体的にどのように動いていくのか、そこらのところがいまひとつ理解しがたいところがありますので、教えていただけたらと思います。

第4点目の鳥獣被害対策につきましては、協議会っていうん

は、これは地域で協議会を作ると、ほういうふうには課長はその当時の同僚議員に対して答弁をしていったように思います。それを海部郡でっていうような答弁があったんですが、なぜ海部郡でということになったのか、そこらのところ。それと法改正の中の鳥獣被害実施隊ですか、これを設置して新しい法の下、進めていくっていうような答弁がありました。新しい鳥獣被害特殊法ですか、この中には被害防止計画っていうのを計画を策定するということで、その中の条文の一部が新設されたっていうのも重要なものだということに聞いております。それは対象鳥獣に対する住民の生命、身体または財産に関わる被害が生じ、または生じる恐れがある場合の対処に関わる事項、こういうことが今後の計画の中にはめれるというようなことが変わってきたというように伺っております。そこで前に私も担当課にお願いして、私の地元でもお墓の土地を掘り起こしたり、そして石をあちらこちらにばら撒くというようなことを、また石垣を崩すというようなことなど、それとお寺の裏庭に毎夜出没をして、住民の身体に影響が出てくる可能性というのもありますんで、海部郡で作るのではなくて、被害防止計画についても本町独自、あちらこちらでいろんな被害があるっていうのも聞かされておりますんで、そういうことも含めつくり、その中で本町独自の協議会も作って、もしその被害を十分に防止することが困難であるということになれば、都道府県知事に対する要請もできるというのが今度の法改正の目玉であるように思いますんで、そういうことも今後していくべきと考えるんですが、担当課としてはどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

それと5番目の一次産業の後継者対策について、担い手制度っていうのは町単独でやるのは難しいので、地域おこし協力隊の制度を利用していきたいというような、そういう答弁であったと思うんですが、これについて、この件については12月議会の質問であったんで、当初で地域おこし協力隊の制度を利用してやるというように決めたのであれば、それに対してどのような対応してこられたのか、そここのところも聞かせていただけたらと思いますんでよろしく申し上げます。

議長
産業振興課長

産業振興課長

まずプランの時期でございますが、これは今年の秋頃に出来る予定となっております。

それから情報提供でございますが、どのような情報にするか

ということで、今現在 13 件の農家が作っております。ちょっと見てきたところによりますと、出来のいいところと出来があまりよくないようなこともございまして、そこらの研究といいますか農家の方に聞いて、まあなぜ出来が悪うて出来がええんだろうかというようなことも聞いて、まあそこら辺の情報もどのようにしたら良く出来るんちゃうかという情報も提供していきたいと考えております。

それから 3 番目の新規就農の担い手ですが、やはりこの何ていうんですか、研修型というんは 2 年間どっかの先程の農業大学とか、県が決める期間へ行って、2 年間研修してそれからまた新規就農する場合はそれからまた 5 年もらえるということで、合計 7 年いけるということで、できればそういう方を今 4 名程おりますが、そういうふうな方、ほの方をそういうんができるかどうか、ほういう希望があるかどうか、これも話し合いを行いまして、出来ればそういうような有利な方に導いていきたいなあと考えています。

それから鳥獣の関係でございますが、海部郡協議会の方がいわゆる補助金からなにかから貰うんにすごく有利でございます。ほの海部郡協議会で広域にやる方が被害鳥獣に対しても有効ということで、国の方も広域でやる方についてはすごくなんていうんですか、補助金から事業の認定についても有利なということで、海部郡協議会でやっております、町については先程いきました実施隊の中でやっていきたいなあと考えています。

それから地域おこし協力隊の方ですが、3 月で今年度の補正というか今年度の予算にどのように反映されたかということでございますが、具体的には反映されてませんが、地域おこし協力隊で今伊座利がやっておる海女さん募集というようなことで、海女さんを募集しております。それはまず一次産業に限定した地域おこし協力隊ということで、応募が来ていると聞いていますので、そこらの関係もあるんじゃないかなというように考えております。

議 長
7 番 議 員

北山議員

最再問をさしていただきたいと思っております。2 点目の薬草についてですが、この情報の提供について、出来の悪いところについての対応策を情報提供していくというような、そういう話だったんですが、出来るだけそういう中身についてももう少し今やられよう人だけでなく、今後よければやろうかなあというような方もおいでと思っておりますので、そこらのところ遂次やは

り新しい事業なんで、取組みなんで、その情報を農業者全部に周知をしていくような、そういう取組みを進めていただきたいと思います。

それと第3番目の地域農業の人材育成については、4名の方が該当する可能性があるというような答弁だったんですが、その話合いついていうんはいつ頃するのか、出来るだけ早い段階でそういう説明会なり話し合いの場を持っていくべきだと思いますんで、それもできるだけ早急にさせていただくようお願いをしたいと思います。

4番目の鳥獣被害対策についてですが、広域でやる方が補助金が貰いやすいというような答弁がありました。やはり実施隊で町内のことは実地隊でやりたいというようなそういう答弁ですが、町内のいろんな問題についてはできるだけ把握をして、広域でやるのであれば広域の中に持っていくような、そういう対応をしていただきたいと思います。5点目の1次産業の後継者対策について、これについては具体的にないが伊座利のやっていることを支援していくというような話なんです。ここらについてこれ農業関係の団体、漁業関係の団体、林業関係の団体、一次産業に携わる団体にそういう中身の情報を提供したのかどうか、今町としてどっかがやっていくんにそのまま乗っていくというようなかたちでは、町の努力っていうんを疑わざるをえないような状況になりますんで、そこらのところ再度お聞かせ願えたらと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

最後の質問のところでございますが、農協とか林業者それから漁協とかに説明をしたのかということでございますが、一次産業見習い制度の要綱を作るときに、とりあえず一番しよいはどこかなあということ。水産業に絞らして、各漁協組合、町内の各漁協組合7漁協ですか、組合長と話をして、こういう制度を作りたいっていうんでどうだろうかっていう意見を1人ずつ聞いていったわけでございますが、なかなか厳しい、漁業が厳しい状況でございます。なかなか世話をする人がおらんと、それから技術を教える人もおらんとということ。なかなか難しいなあという否定的な意見が多くて、そこであんまり受け入れ団体が少ないなあということ。一応漁協組合、水産関係だけには話してますが、まだ作ってないんで農協とか林業、森林組合等には話は行っておりません。以上です。

議長
長

北山議員

7 番 議 員 3点目に入ります前に、今の地域おこし隊制度、一次産業担い手制度をやめて地域おこし隊制度の周知はできたのかっていうことを私は聞いたんで、一次産業担い手については漁協組合でそういう話をしたというのはその時の答弁でありました。やはりそれを新年度からやるというような答弁であったのにそれを中身を変えたのであれば、変えた時点でまたこういう事業でやっていうんだというような話を一次産業に関わる団体の中で説明をしていくべきだと思いますんで、よろしく願いをいたします。

それでは第3点目は、防災対策についてです。1点目として3月議会で副町長は地域防災計画の見直しが最重要課題とっていましたが、その作業はどこまで進んでいるのかお聞かせを願いたいと思います。2番目は役場が津波に遭ったときの対処方法を考えるべきと思いますがどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議 副 町 長 副町長

防災対策について、私からは一項目目の3月議会で地域防災計画の見直しが最重要課題とっていましたが、その作業はどこまで進んでいるのかについて、お答えをいたします。

東北地方大震災を受けまして、昨年8月1日に危機管理プロジェクトを設立し、これまでに避難路や避難場所の点検・見直しを行いまして、また個別危機管理対処マニュアルの作成など、職員一丸となり防災対策に取り組むと共に、職員の危機意識の高揚に努めております。個別危機管理対処マニュアルの取りまとめについては、当初の予定より若干遅れておりますが、マニュアルの検証や整合性について職員ではなく外部委託により行いたいと現在考えておりまして、今議会に予算を計上させていただいております。今後、このマニュアルを取りまとめながら、国から出される最終的な津波浸水予測等も参考にして、地域防災計画を見直していくこととなりますので、まだ、しばらく時間が掛かりますので、よろしく願いします。以上です。

議 総務企画課長 総務課長

私の方からは2点目の役場が津波に遭ったときの対処方法を考えるべきでないかということでございますけれども、現在、県から出されております暫定津波浸水予測図の最大津波モデルでは、役場本庁では6mから10m、支所では5mから6mの浸水が予測されています。本庁支所とも施設は耐震性はございますが、今回想定された高さの津波がくると壊滅的なダメージを受

け、その機能は失われることが予想されます。このことから、平成 23 年度には徳島県と沿岸市町村からなる「住民情報バックアップ等検討部会」において大規模地震時の役場機能の確保を図るため、住民データ等のバックアップ対策や役場庁舎の代替施設について検討を行ったところであります。

まず、役場が保有しております住民基本台帳などの住民情報ではありますが、津波等の被災により喪失しますと、被災者支援に様々な支障が出ると予測されます。このことから、現在までは町独自で県内に保管しておりましたデータですけれども、県及び関係市町村の共同によりまして、住民データを同時被災しない県外に今月から保管いたしております。

次に、役場の代替施設ではありますが、基本的な考え方といたしましては、基準として最大の津波浸水を想定して代替施設の位置を選定することになりますけれども、あくまでも想定でありまして、どれだけの震度で、津波がどれだけの高さで来るかは予測ではきません。このようなことから、第一義的には現在の役場施設が利用できることが最良であると考えられます。このことから、拠点施設となる役場庁舎の機能強化を行えばと考えております。機能強化の内容については、役場本庁であれば非常用電源の施設屋上への移設、それとか通信手段の確保として衛星による通信機器の整備、また役場 3 階において災害対応が可能となる電気系統及び通信系統の確保と設備の充実を図ることとして、ある程度の災害には対応出来る施設としたいと考えております。

次に、代替庁舎の選定についてございますが、津波浸水予測図により、浸水状況も踏まえて、耐震性がある建物であり、災害対策本部が設置できるスペース及び機材なども考慮し選定いたしております。また、施設には公共施設又は民間の施設も考えられますが、第 1 には最も利用しやすい町有施設を利用することとし、第 2 には民間施設は除き町有施設以外の公共施設を対象に選定いたしております。まず、第一候補といたしましては町有施設である日和佐総合体育館といたしております。日和佐総合体育館は海側に山を受けており、津波としては港及び川を通じて回り込んで入ってくるため、津波の影響を受けにくい場所となっております。また、災害対策本部を設置する会議室には十分なスペースと机・椅子が常時備えられています。次に、第二候補地といたしましては県有施設である徳島県立阿南支援学校ひわさ分校といたしております。阿南支援学校は役場から

約 2.5 k m 山の方へ入ったところで津波の影響を受けない場所となっております。この施設の音楽室又は体育館が災害対策本部の設置が可能なスペースが確保できる場所と考えられます。以上が、代替庁舎の当面の対応でございますが、中期的には新たな公共施設の建設時において代替庁舎機能を有する施設とすることも考慮していきたいと考えております。

役場業務は多岐に渡り、災害時にはその対応業務は増えることが予想されます。このような発災時においても復旧・復興に向け不可欠な役場機能が維持出来る方策について、今後も危機管理プロジェクトの中でも十分検討して参ります。以上です。

議 長
7 番 議 員

北山議員

それでは再問させていただきます。第 1 については地域防災計画の見直しについては作業は進んでいないというような答弁であったように思います。その中で先日個別対処危機管理マニュアル 25 項目の一覧表をいただきました。それには地域防災計画の第 3 章の災害応急対策計画を参考に、所管課とも連携して策定してくださいとなっています。地域防災計画の第 3 章の災害応急対策計画では、第 37 節からなっています。その 25 と 37、これは何か落ちているものがあるのではないかと考えるんですが、そこらについてお聞かせを願いたいと思います。

また所管課とも連携するのであれば、所管課で地域防災計画を検証し、マニュアルを策定すればもう少し早く地域防災計画の見直しもできるのではないかと。対処マニュアルとは、防災時に行動するための手引きになるものだと思いますので、1 日でも早く策定ができるように最善の努力をつくすべきだと思います。それと今現在出来上がっている対処マニュアルについては業者に委託をするというような答弁もありましたが、この策定に当たっての留意点という中にも皆さんの発想で策定してくださいというような策定する人の考えによって作ったマニュアルをなぜわざわざ業者に委託をしようとするのか、そこらのところもお聞かせを願えればと思います。

それと

議 長

北山議員、持ち時間が充分過ぎております。端的にやってください。

7 番 議 員

15 分から始まったんちゃうん。

議 長

10 分からです。

7 番 議 員

はい、分かりました。

第 2 点目については役場の代替施設についてお聞かせを願

たいと思います。津波警報が発令した場合、防災対策本部はどこに設置するのか、先程の答弁ではまず総合体育館が第1位と第2位は阿南支援学校というような答弁がありました。実際津波警報が発令した場合、まずどこに防災対策本部を設置しようとして今現在考えておられるのか、そこらのところもう少しお聞かせを願えればと思います。お願いします。

議 長 副町長
簡単に

副 町 長 個別危機対処マニュアルの項目につきまして、落ちている項目が無いかというようなことだったとは思いますが、対処マニュアルについて一応25項目今現在示して、策定をしていただいたところでございますけれども、その他何かございましたら皆さんの中で提案とかもいただきたいということでしたけれども、基本的にはこの25項目ということで今現在取りまとめを行っております。

それと、なぜ業者に委託するのかということでございますけれども、先程ありましたように課員・職員の自由な発想で策定をしていただいているというような中で、これについての検証を行うというようなことも必要ということで、第三者的な考えも必要でないかということで、業者委託をお願いをしたところでございます。

議 長 総務課長

総務企画課長 代替施設でございますけれども、津波警報出れば職員も避難というかたちで高台へ避難いたしまして、その大きさ状況によって順番がありますので、災害本部をどこに設置するかというのはその時の判断とさせていただきたいと思います。

議 長 北山議員

7 番 議 員 最後の質問を

議 長 北山議員、質問待ってください。

7 番 議 員 この25項目と37項目、この違いについて後意見がでなかったというような話がありましたが、これについては25項目で37節の分をカバーできると、そういふうに考えているのか、そこらのところ再度お聞かせを聞きたいと思います。

それと業者に委託をするその中身については出てきた策定の内容の検証をするんだというような、そういうような答弁であったかのように思いますが、やはり役場職員の皆さんが作って自分らが作った自分らのマニュアルでありますので、やはり業者の検証っていうのは本当に必要なのかなあ、そこらのところが

少し疑問に思います。かつて自分達でつくったものは格好は悪いが業者が作った格好のよいものよりも使いやすいんだというような話を大学の先生がしておったということも聞きますんで、やはり自分らが作って自分らの使いやすいものを、それをマニュアルとして出すべきでないかなあと思いますんで、そこらのところの再検討もお願いいたします。

代替施設についてですが、今総務課長の答弁ではまず逃げるというような話があったんですが、前の地域防災計画では震度6弱の地震が起きた場合、自動的に防災対策本部は立ち上がるというような、そういう内容だったと思いますが、それは変わったということになるのか、一旦逃げてその跡で落ち着いてから対策本部を立ち上げるということになったのか、そこらのところ再度お聞かせ願いたいと思います。

議 副 町 長 副町長
地域防災計画等この個別マニュアルとの項目の違いですけれども、個別危機管理マニュアルにつきましては25項目で、その第3章にうたわれております項目をカバーできると考えております。

それと業者に委託するについては、基本的には先程申し上げたとおりでございます。以上です。

議 総務企画課長 総務課長
災害対策本部の設置につきましては、震度6弱以上の地震が発生した時、それから徳島県大津波警報が発表された時っていうのは変わっておりません。災害対策本部は自動設置というかたちでなっておりますので、そのどこに集まるか、場所については状況を見ながら判断させていただきたいと思います。

議 長 以上で北山議員の一般質問を終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会いたします。

(時に 12時20分)

平成 24 年 6 月 22 日（金）

（時に 9 時 00 分）

議長 おはようございます。只今の出席議員は 13 名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。ただ今から、議案審議を行います。

日程第 1 報告第 5 号、日程第 2 報告第 6 号の繰越計算書についての 2 件を一括議題とします。ご異議ございませんか。

（異議がなし）

「異議なし」と認めます。

報告第 6 号・第 7 号 2 件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長 （議案第 5 号の説明をする）

議長 建設課長

建設課長 （議案第 6 号の説明をする）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、報告第 5 号 平成 23 年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書についてと、報告第 6 号 平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 12：反対 0）

「起立多数です」よって、報告第 5 号・報告第 6 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 44 号美波町暴力団排除条例の制定について（条例第 14 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長 （議案第 44 号の説明をする）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

江本議員

2 番 議員 これ 11 条ですかね、祭礼等から暴力団の排除という項目にあ

たと思うんですが、これ特に町の行事に限ってということな
んでしょ、これまた宗教的などころの祭りとか縁日とかって
いうところに関しては、ほこまでは町の行政では入っていきな
いってということで判断していいのだろうか、そこのところ。

議 長 総務課長

総務企画課長 この祭礼等からの暴力団の排除につきましては、町の主催だ
けでなくて町内で行われる行事全てを対象といたしまして、祭
礼につきましては、お祭りでありますとかそういったものも入
りますし、民間で行われる興行ですね、映画であったり演劇そ
ういった興行というのももちろん対象になってまいります。

議 長 江本議員

2 番 議員 今これいろんなトラブル等があってこういうような、ひとつ
の規制が作られたと思うんですが、これ従来祭りとか縁日とか
っていうたらこういうふうな、 ほの賑わいを求めるって
いうのには、今まで欠かせなかったというような事例がある
と思うんですよね、ほれを完全に閉め出すっていうところは、そ
こまで完全にこのとおりできるのかどうか、そこのところ難し
いと思うんですが、これはどういうん。条例が出来たから完全
にこれのとおりやってもらってという趣旨では出されとうと思
うんですが、ほの範囲いうんかな、境内とか町道の端っていう
んかな、規制区域外っていうところは、ちょっと距離を置くと
かっていうようなところで認めるっていうところもあるんかど
うかっていうところ、ほこんところどんなんかいな。

議 長 総務課長

総務企画課長 この暴力団の排除でございますけれども、もちろん暴力団と
関係のない出店であったりですね、そういった関係の興行であ
ったり、そういったものについては別に排除するわけではなくて
ですね、暴力団員と関係したり、それと関与しているっていう
ことが認められるものについてを排除するっていうことであっ
て、全て祭りの行事を排除するっていうものではございません。
それで町の条例でもございますけれども、先程説明させていただ
いたとおり徳島県でもこういった条例を聞いておりまして、
主に警察が主体となると思うんですけど、こういった暴力団っ
ていうのは社会全体で進めなければなかなか排除できないって
いう観点から、暴力団を対象とした排除でございますのでご理
解いただけたらと思います。

議 長 江本議員

2 番 議員 大変また難しいところもあると思いますが、ほの判断はそれ

なりの判断でもういかざるをえんのかなって感じがします
すんで、その点は警察なりそういう関連の支援団体といろいろ
相談されながらまたやっていけたらと思いますので、お願いし
ます。

議 長 他に質疑
向山議員

8 番 議 員 この条例では町並びに町民の責務ということで目的が書かれ
てありますけれども、町民は誰が対象になるかとかぜんぜん分
からんと思うんですけど、そのあたり町の姿勢っていうのは、
どういうふうしたらいいんでしょうか。

議 長 総務課長
総務企画課長

この暴力団と関係があるかどうかっていうのは、町民の方が
分からない場合はなんともいたしかたないと思います。それ
でももちろんそういったことに気がついた場合に町へ連絡してい
ただくなり、警察等に連絡していただくっていうことになるう
かと思います。

議 長 北山議員
7 番 議 員

ちょっと教えてもらいたいんですが、4条の中に暴力団の排
除に関する施策とありますが、これはどういうことを考えられ
ているのか、どういうことがあるのか、ほこらちょっと教えて
ください。

議 長 総務課長
総務企画課長

現在のところ暴力団とのその排除の施策っていうのは、主に
先程もいいましたけれども警察との連携という点で、警察が行
う暴力団関係の排除に関する活動に協力していくといったとこ
ろでございます。

議 長 他に質疑

質疑もないようですので、これで質疑終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
「討論なし」と認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立多数です。」

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 45 号美波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

岩瀬住民生活課長

住民生活課長
議

(議案第 45 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「賛成多数」です。

議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 46 号美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長
議

(議案第 46 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 46 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「賛成多数」です。

議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日町長から議案第 52 号美波町医療体制整備方針についてが提出されました。これを日程に加え、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。まずは日程の順序を変更し、先に審議

したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 52 号美波町医療体制整備方針についてを日程に加え、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 52 号美波町医療体制整備方針についてを議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長

町

長

本日、追加提案させて頂く議案のご説明を申し上げます。この後、ご審議を頂きます議案 52 号「美波町医療体制整備方針について」であります。この整備方針につきましては、昨年 12 月 7 日に美波町病院事業のあり方検討委員会から頂いた最終答申を踏まえ、美波町医療体制整備方針(素案)を策定いたしました。

この素案のたたき台を本年 1 月 25 日の町議会全員協議会において町の考え方等を説明をさせていただき、その後、病院・役場職員への説明会を行うと共に、住民説明会も町内会単位を含めると 10 回の説明会を開催し、整備方針(素案)について説明を行って参りました。

また、2 月 17 日から 3 月 19 日までの約 1 ヶ月間パブリックコメントを実施し、住民の皆様方から総数で 386 件の貴重なご意見やご提言をいただいたところであります。このパブリックコメントで頂いたご意見等を素案に反映させた「美波町医療体制整備方針(案)」を取りまとめ、5 月 22 日の町議会全員協議会においてパブリックコメントの実施結果報告と合わせて、町の考え方等についてご説明をさせていただき、5 月 24 日には全町対象の住民説明会を開催し、住民の皆様方に説明を行ったところでございます。

美波町の病院事業につきましては合併当初からの重要課題でもあることから、6 月定例会の開会日に、ご審議を頂き議決していただきました。地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定によりまして、「美波町医療体制整備方針」について議決をいただきたく、提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議

長

小休します。

- 議 長 (小休中)
再開します。
総務課長
- 議 長 (議案第52号の説明をする)
説明が終わりました。質疑を行います。
山本議員
- 14番議員 この議案は我々議員にとっても大きな議決事項であり、また議決責任も発生すると思いますが、提出者にとっても大きな権限また責任があると思いますが、自信を持って提案できているのかお伺いしたいと思います。
- 議 長 町長
町長 もちろんこの提案説明でも申し上げましたように、重要な課題でございます。そういったこともございまして、今後住民の方々の安全安心な町づくりも含めまして、安全で安心して利用できる医療サービス提供ということで、進めてまいりたいというふうに考えておるところですので、それは今までのいろんな場面で申してきたとおりであります。
- 議 長 他に
永本議員
- 5番議員 先般のあの勉強会だったですか、由岐インター付近の農業用地につきまして、農地が含まれておるといようなことで、これについて農業振興地域に入っておるかどうか、町長に調査をお願いしておりましたけれども、どうなっておりますか。
- 議 長 町長
町長 議員の方からご質問のありました農振地域につきましては、外れているということでございます。
- 議 長 江本議員
2番議員 この整備方針につきまして、全体的に町の方々はこれの方針に従っていけば不便にならうかっていうところで一番危惧しているところがあると思うんですが、これこれから病院建設、この方針に従って進めていくのであれば、一番問題点としては交通弱者に対する問題が重点的なものになってくると思うので、それについて病院の計画ですね、これと交通体制っていうのをどのように考えられておられるのか、これによってこの福祉計画・福祉サービスっていうところがマイナス面が多々出てくると思うんで、ほこんところはどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。
- 議 長 町長

町

長 パブリックコメントにおきまして、また住民の皆さま方が今回の医療体制の整備方針案の中で心配されていることは、足の確保ってというようなことで、大変多くのコメントをいただきました。3月11日の東日本大震災を受けて、高台へというようなことで候補地を決めさせていただいた関係上、現在歩いて病院に通われている方々がそうはできない、出来にくい状況になってくるとというようなことは、もちろん承知しておりまして、先程総務課長が説明いたしました第3章の整備方針の2項の7号のところにもその旨を書かせていただいております。今のところ開院の時期につきましては、はっきりはスケジュールはできておりませんが、昨年の12月に答弁をさせていただいた時には平成28年度の4月を開院予定ということで、目標でいくということにしておりますが、それまでの間に住民の方々の足の整備につきまして、今年度からどのような方法がいいかってというようなことにつきまして検討を始めさせていただきたいというようなことをございまして、最終どのような形が皆様方にとりまして病院へ通われる足として、またそれ以外のいわゆる買物弱者でありますとか今後の高齢化を見据えた公共交通のあり方等についても検討していきたいというふうに考えておりますので、その中で充分検討させていただきます。

議

2 番 議

長 江本議員

新たな病院の整備ということで、かなりの予算も必要になってくるとおられます。またほういうふうに病院というのはやっぱり利用されてひとつの運営状況も変わっていくということで、これからの町の財政的な面からかなり厳しいもんも出てくると思うんで、できたら病院の中的内容的な検討委員会、それとほういうふうな公共交通にかかる福祉とかそれに関連したそういうふうな買物とか役場の利用、ほういうふうなところに関する公共交通っていうところは分けていろいろ検討課題を持って進めるべきやと思うんですが、その点どうですか。

議

町

長 町長

私の方も病院のいわゆる整備方針につきましては、検討会を立ち上げて基本構想・基本設計に住民の方々もまた議会の皆さま方も入れるような組織作りというふうに考えておりますけれども、先程申し上げました住民の足の確保につきましては、また別というようなことで検討をしていくというようなことであります。

議

長 他に質疑

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 10 : 00 分)

小休中

(時に 10 時 20 分)

議長

再開します。

日程第 6 議案第 47 号平成 24 年度美波町一般会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長

(議案第 47 号を説明する)

議長

説明が終わりました。質疑を行います。

影山議員

3 番 議員

15 ページの教育費について質問します。まず 1 点目、副読本指導書についてであります。これが日和佐小学校それと伊座利分校 2 校だけしか計上されていない、他の学校はどうなっているのか。それから 2 点目にエレベーター保守点検委託料、これも日和佐小学校だけですが、日和佐中学校もエレベーターを設置しているが出ておりません。それから雨水ろ過設備維持管理業務委託料 399 千円となっております。これ避難施設として雨水それからしているんじゃないかと考えられますが、ご説明をお願いします。それからちょっと聞き取れにくかったんで確認をしたいんですが、修繕費、由岐小学校 760 千円、それから日和佐中学校 535 千円とあります。その内容についてお聞かせ願います。

議長

教育次長

教育次長

それでは影山議員さんの質問にお答えいたします。まずはじめに副読本指導書でございますが、副読本指導書に関しましては当初予算に計上しておりまして、今回補正でお願いするのは

不足する分ということでご理解いただきたいと思います。同じく日和佐小学校の保守管理の委託料でございますが、これも当初に計上いたしまして、入力ミスで36千円不足しておりましたので今回計上さしていただきました。それから同じく日和佐小学校の雨水ろ過設備維持管理につきましては、日和佐小学校につきましては雨水を利用しましてトイレの水を雨水で補っております。その関係で3年目になるということで、その雨水のろ過する機械および貯水槽の清掃と機会の管理を委託するものがございます。それから修繕につきましては由岐小学校につきましては、総務課長の説明でありましたとおり3階のですね、3階に特別教室があるんですが、音楽室・IT教室あるんですが、そこの放送設備が故障して放送が聞こえないというふうな状況になっております。昨日の一般質問にもございましたが、危機管理の観点から放送は全館聞こえるようにしなければいけないということで、そのスピーカーとか配線の修繕、それからそれに伴いましてチャイムが一部故障、自動的に時間に鳴るようになってとんですが、それが故障しております。その分とそれと外側についております大きな時計、その修繕でございます。由岐小学校についてはそれで合計760千円ですかね、日和佐中学校につきましては門扉、中学校に関しましてはきれいな木造ということで門扉も木造でしておりますが、下の方が腐ってきまして、今取り外しております。それでその元に戻す修繕ということで535千円をお願いしております。以上でございます。

議長 他に
寺下議員

11番議員 12ページの衛生費、保健衛生総務費の病院建設事業補助金についてなんですけれども、これは後から出てくる議案第50号とも関わるんですが、今後のことなんですけれども、これまで病院事業会計については当初予算とか計算について資料として由岐病院とか日和佐病院とかっていうふうに分かれてついてきた資料があったと思うんですけれども、新たな病院にかかる分についてはまた別枠で出てくるのか、どうかたちで資料が提示されるのかお伺いしたいのと、関連になるかもしれないんですけれども、これから基本設計とか実施設計について検討委員会を立ち上げて協議していかれると思うんですが、検討状況についての協議等はこれまで以上に住民に情報不足とならんように積極的に行う努力をされるのか、お伺いします。それと14ページの消防費の非常時消防費なんですけれども、ちょっと聞き

漏らしかもしれないのですが、講習会の負担金でこれは無線の講習会と思うんですけど、これは誰が対象の講習なのかお伺いします。

議 長 総務課長

総務企画課長 保健衛生費の病院建設事業補助金に関連してのご質問の件ですけれども、現在病院会計につきましては日和佐病院分・由岐病院分に分かれて提出させていただいておりますので、今後は建設事業分についても分けてご説明できるようにさせていただけたらと思っております。それから建設にかかる住民への情報提供でございますけれども、昨日の一般質問で北山議員さんからもご指摘があったように、住民への情報提供にはできるだけ積極的におこなっていただけたらと思っておりますので、またよろしくご指導いただけたらと思います。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 私の方からは消防費の講習会負担金でご説明させていただきます。先程ご質問がございました分につきましては、本町・支所においてあります旧の防災行政無線の取扱いをするための特殊無線技師っていうんがありまして、その養成講習会となります。したがって職員を対象としております。以上です。

議 長 他に

舛田議員 舛田議員

舛田議員 2点ほどお伺いします。14ページの災害対策費、この中で個別危機管理マニュアル業務委託料となっております。100万以上使うわけなんですけど、これは簡単にいえば何をやるものなのか、それによって何に生かされるのかをちょっとお伺いします。それとですね、教育費の学校給食費、給食費運行委託料、ただ今9月から民間委託されるということなんですけど、その民間という業者さんはお決まりでしょうか。2点をお伺いします。

議 長 副町長

副町長 ただ今の舛田議員からありました個別に管理整理業務、何をやるかという効果があるのかということなんですけれども、昨日の一般質問の中でも若干答弁させていただきましたけれども、現在その専門部会、危機管理プロジェクトの中の専門部会において、この25項目にわたる危機管理マニュアルっていうのを職員全員が関わって策定をしていただいたところでございます。その取りまとめるわけでございますけれども、なぜ業者によってということになるんですけれども、職員自らが作っているんですけれども、それをいわゆるマニュアルとして整理するのを

職員自らが検証して作ればよいというようなお考えもあるかと思うんですけれども、なかなかそのいろんな様式であるとかいうのをひとつの整理しやすい、整理したものとするためにはやはり職員だけが、職員だけだとなかなか困難なことがございまして、業者を選定をいたしまして委託を、整理をしていただくというふうに考えております。なおその成果につきまして当然、例えば概要版を作って常時職員が持ってそれを見たらいろんな対処がどうすればいいのかというようなことが全職員が分かるというようなことで考えておりますし、また今後最終的には地域防災計画についての見直しにも役に立つというふうに考えております。後委託についての詳細にちょっと担当の方から申し上げます。

議 長
消 防 防 災 課 長

防 災 課 長

それでは私の方から委託につきまして詳細についてご説明させていただきます。先程副町長の方からありましたように個別対処危機管理マニュアル業者委託しまして、内容を精査していただきます。マニュアル化に今 25 のマニュアルが提出されておりますが、それにマニュアル化における行動の手順とかが不都合が生じていないかどうかっていうのをまず整合性を図っていただきます。それでそのマニュアル化で不都合な事情等がありましたら、それを専門部会の担当者の方へもう一度お返ししたりしてそれをまた両方で整合性を図っていただくということを実施して調整を図っていくことといたしております。以上です。

議 長
教 育 次 長

教 育 次 長

給食の運行委託の業者でございますが、もちろん業者につきましてはこの議決をいただいて正式に決定することといたしておりますが、今のところ考えておりますのは町内の通学バス等の運行委託をしておりますタクシー会社を考えております。以上でございます。

議 長

他 に 質 疑

7 番 議 員

北 山 議 員

何点かお伺いします。まず第1点目は11ページの企画費です。これのサテライトオフィス改修工事について、工事と設計委託で570万、これ繰越も400万余り出ておったと思うんですが、これってその施設はあと何部屋あるのか、今後またこういう業者が来た場合、同じようなかたちで予算化されていくのかどうか、また使用目的によって今のこういうふうな業者以外の使用目的による人がきた場合も、また必要であればこういう工

事をやっていくのかどうか、そこらのところをこうお聞かせ下さい。

次に商工費 13 ページの商工費、ここに備品購入費として災害用テント、これ先程総務課長が試作品の製作ってというような説明があったんですが、試作品の中身っていうんですか、どういう品物ができるのかそこらのところ、それとまた災害需要のテントということで、災害が起きた時にすぐに活用が出来るということになると思うんですが、そのためにはどこにこれを置いておくのか、そこらのところも合わせてお願いいたします。

それと先程同僚議員の質問でもありました消防費の個別危機管理マニュアル整理事業委託料、これについては昨日の一般質問でもお聞きをしたんですが、個別対処危機管理マニュアルということで、25 項目これ職員の方が独自の発想で策定していただいておりますというように話を聞きますんで、やはりこれを業者、外部業者に委託をしてまとめていく必要があるのかということに少し疑問を抱きます。といいますのも昨日もいいましたが災害時自ら職員の方が自らの行動を自らの発想で作ったそのマニュアルを外部の方に精査っていうんですか、先ほど精査やという言葉も出てきましたが、そういうことでまとめていくというの昨日の一般質問でもいいましたが、やはりどこかの大学教授がいわれたように、自分達の作ったものは格好は悪いが業者が作った格好のいいものよりも使い勝手がいい、私はそのとおりだと思いますんで、ここのところをもう少し実施する時には考えていただきたいと思いますんで、そのところの考えをまたお聞かせ下さい。

それと教育費ですが、教育費の社会教育総務費の国民文化祭開催補助金 50 万、これについての算定根拠っていうんですか、中身についてお聞かせを願えますか、お願いします。

議 長 地域振興室長
地域振興室長

地域振興室長

私の方からは商工費のイベント及び災害時用テントにつきまして説明をさせていただきます。これにつきましてはインデアンが使いよったテントってだいたいイメージできますかね、とんがっとうやつね。できればああいうものの試作をしたい。実はインターネットなんかでも見ますと結構いろんなものが出とんですけれども、どうしても商品として流れよう関係上、結構割高、それをなるべく安く作れないかっていう意味で試作ということに触れさしていただいとう。現時点でどこにどうすればどうなるか、 渡したわけではないんですけれども、あの

インデアンがつかいよったテントっていうのは、軸になるのがなるだったり竹であるんですね。それを数本組み合わせてこういうかたちにして、ぐるりを囲うような形にしてある。隙間が上に開いていますから中で火を炊いたりもできるというふうなことで、それ自体がイベントとして使えますし、同時に避難訓練・防災訓練の中でも使える。そういうような要素のあるものですので、それなりに話題性もあるし、にもなるしというようなことで、提案をさしていただいた。場所につきましては現時点で想定しておりますのは、議員もご承知のとおり東由岐のねぶと地区に地域防災拠点施設がございます。そのすぐ横に備蓄倉庫が置いてあって、空間がコンクリートで土間を打ってある空間があると思うんですが、できればそこ辺りにおいて、夏なんか結構里帰りの人なんか来ますから、そういう人たちに使ってもらうようなかたちにしながら、後意見をいただいて、改善ができていく。そういうふうなことができればいいかなあというふうなイメージであります。きちっと本当は図面とかあるいは見積書なんかがご提示できるといいんですけれども、まだそういうイメージはもう少し時間をいただけるとありがたいです。

議長 総務課長
総務企画課長

私の方からは企画費のサテライトオフィスの改修工事に関係するご質問で、サテライトオフィスのあと何部屋ほど改修の部屋があるのかということでございますけれども、現在旧の老人ホーム、文化交流施設で今可能であろうと思われるのはあと2部屋程度が可能となります。ですから業者といたしましては今回上げさしていただいておりますプライマルさんでサイファーテックさんと合わせて2社ですけれども、あと2部屋でございますから、4業者程度は入っていただけるかなあとは思っております。ただその中でも手配っていうのもございますけれども、そういった開いた場合はまた次の方が入ってってというような、そういったイメージも一方では描いております。

それから他の使用目的で使うっていうのはどうだろうかということでございますけれども、他の業者の方がというイメージでよろしいかと思うんですけれども、そういったお問合せも確かにございまして、ただ今回は県の補助をいただいておりますので、他の業者であればそういった県の補助が受けられないということで、現段階ではこのIT関連のサテライトオフィスに限らして事業をさせていただけたらと思います。新たな過疎対策

のひとつとして、やらさしていただいたら。県と連携しておこなわせていただいたらと考えております。以上です。

議 副 町 長

副町長
先程お答えをいたしましたように、危機管理マニュアルの件でございますけれども、議員おっしゃるように確かに職員自らを取りまとめて、今のマニュアルっていうんを作っていたいております。もともと職員の危機意識の向上を図るとというのが一番根本にございまして、全職員で携わっていただいて、実際にそういうような危機管理が行う上でですね、どのようにすればいいかというようなことを職員で考えていただくというようなことに基づいて、このマニュアルを作っていたというようにもございまして、先程ありましたように自由な発想、あるいは自由な様式というようなことで、ただ今提出を受けております。それをそのままいいんじゃないかということなんでございまして、やはりマニュアル化するためには 1 つ整理をした方がいいのかというふうなことも考えておりました。ただそれについてどのような整理の仕方とか、今あると思いますんで、そこが先程担当課長の方が申しあげましたように、丸々業者の方で整理していただくというんでなしに、整合性をとっていただくとか、あるいはそのマニュアルの問題点等も指摘をしていただいて、またそれについて対処していただき、専門部会なり幹事会で再度必要に応じて検討をいたしまして、マニュアル化ができたというふうに考えておりますので、業者にマル投げというようなことではなく、そういうようなお手伝いをしていただくというふうなことでご理解をしていただけたらと思います。

議 社会教育課長

社会教育課長
失礼いたします。私の方からは国民文化祭の開催補助金 50 万円につきましてご説明をさせていただきます。ご案内のように今年 11 月の 18 日に本町の総合体育館におきまして開催予定の第 27 回国民文化祭和太鼓のつどいがございます。そのクオリティーの高いイベントとするために、石川県出身の有名太鼓チーム炎太鼓のゲスト出演料として 50 万円の追加をお願いするものでございます。これまで何回か開催した実行委員会におきまして、この一流太鼓チームをぜひ出演をお願いしたらどうだろうかというようなご要望がございまして、石川県白山市の財団法人の浅野太鼓文化研究所というところがございまして、こちらの方から見積もりをいただきまして、今回追加提案をさせて

いただいております。以上です。

議 長
7 番 議 員

北山議員

企画費のサテライトオフィスの答弁いただきました。この中で今回は県の補助が出るからというような話があったんですが、県の補助がないってというような仕事についてはこういう改修工事っていうんはやらないと、そういう理解でいいのかどうか。

それと個別危機管理マニュアルの委託料、お手伝いというような答弁がありましたが、お手伝いに 100 万余りのっていうんは少し高すぎるような感はいたしますが、折角職員の方が作ったマニュアルでありますんで、職員の方の意思が損なわれないように注意をしていただきたいと思います。それと質問を 1 つ忘れておったんですが、この Jアラート保守業務委託料、これはどのようなことをするのか、それだけお願いします。

議 長
総務企画課長

総務課長

サテライトオフィスの業者への補助ということで、他の業者についてはしないのかということでございますけれども、町も財政事情がございますので、できるだけいろんな補助をいただきながらいろんな事業を進めているところであって、今回サテライトオフィスについては、こういった県の補助、それから県の支援もございまして進めているところでございます。それで他の業者につきましては、大きなところでは工場の設置の奨励条例っていうのがございまして、もちろん固定資産税の分の補助でありますとか、そういった制度もございます。ただ小さな業者であれば今のところそういった町の補助制度はございませんので、現段階では助成はできないとお答えするしかございません。ですからある程度の規模の工場とかであれば、今現在も

議 長

小休します。

(小休中)

議 長
総務企画課長

再開します。

現在サテライトオフィスの補助を受けて行っております改修工事につきましては、他の業種の方が来られた場合でもそれはできないという状況でございます。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

私の方からは Jアラートの保守点検についてご説明させていただきます。皆さんご存知かと思うんですが、Jアラートとは消防庁が整備した全国瞬時警報システムの通称でございます。通

信衛星を利用して、災害情報・行政情報・地域情報を効率的に伝達する、瞬時的に伝達するシステムでございます。これを平成 23 年の 3 月に当町では整備いたしました。1 年間運用いたしましたして、まだ実際に使われたことはないんですが、1 年間は無償で保守点検していただいたんですが、今年度平成 24 年度から保守点検が必要となりますので、保守点検の点検の費用として今回計上させていただきます。以上です。

議 長 北山議員
7 番 議 員 この Jアラートについては 6 月の 30 日、29 日、28 日ですか、あのときに試験放送があるんでしょ、ほこらの兼ね合いっていうんは、ほのときになんか不具合が出てっていうんが分かるっていうことになるんですか。ほこらはないんですか。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 現在のところ具合はないと思っておりますが、それでもしあればまたその辺で保守点検委託をしまして、その辺も整備させていただこうと思っております。それとまた 9 月 10 月にもう一度全国一斉のテストがあるということで、ちょっとこちらの方で聞いております。それもまたそういうことでまた不具合があれば、再度点検をしていただくことになるかと思えます。

議 長 他に質疑ございませんか。
議 長
9 番 議 員 私 15 ページの雨水のろ過設備の維持点検業務の 399 千円ですけれども、これ 3 年に 1 ペンだけ、これから毎回 1 年でなしに 3 年に 1 ペンだけするということですか。ほれと 399 千円いうものが、管理業務委託料やいうけんど、先程も掃除と点検だけでこんなけの金額がかかるかどうかちょっと。

議 長 教育次長
教 育 次 長 この雨水のろ過設備の維持管理費の保守点検でございますが、まず 3 年に 1 回とかでなしに、これから毎年していきたいと考えております。中身につきましては先程簡単にいいましたが、もちろん保守点検・巡回、週に 1 回来ていただいて異常がないかの点検、それから濾材の交換であるとか、殺菌剤の投入、それから滅菌剤の注入などを主に行っていただくことといたしております。金額につきましては見積もりの段階でございますので、まだ交渉してもう少し安くできないかという交渉は、業者はもちろん決まっておりますので、当初はもちろんしていきたいと思っております。以上です。

議 長 岩瀬議員

9 番 議 員 この水洗便所に使われる水やということなんやけども、これ
っっちゃ最初からこういうものを作った意味がなかなかないよう
な気がしてくるんやけどな、ほのほやってせないかんのんやっ
たら、もともと水道、上水道を使ったら同じようなことやと思
うんやけども、これから毎年 40 万という金額が毎年いっていく
んであれば、ほれしていかないかんのんですか。

議 長 教育次長
教 育 次 長 まず雨水の利用ということで、まずエコということで水道料
の非常に減額となっております。旧の校舎の場合ですと、水道
料が年間 95 万ぐらいかかっておりました。今現在ですが 23 年
度で 37 万円、37 万 3 千円ぐらいの経費、60 万弱ですけれども
経費削減になっていきます。それにこの保守点検というのがプラ
スしても若干は雨水じゃなしに、水道水を使うよりは削減とな
っていくと思います。それから根拠ですが、建築物における衛
生的環境の確保に関する法律というのがあるんですが、8 千㎡以
上ですとこの法律にもとづいてそういう検査をせないかんのん
ですけども、日和佐小学校の場合はまあそれ以下でございます
が、努力義務があるということで一応しとったほうがいいんで
ないかということで、この 3 年目になるんですけども、今年
から、今年度からやりたいと考えております。以上です。

議 長 岩瀬議員
9 番 議 員 そういう面が、水道代が安くなったいいいますけども、これも
もとの雨水、全部の工事をするにはかなりの金額がかかっ
とうと思うんやけどね。ほれだったらあんまり意味があったのか
どうかと思うんですけど。

議 長 教育次長
教 育 次 長 建築にかかる費用は確かにかかっていると思いますが、今後
のコストパフォーマンスといいましょうか、コストに関しては
今申しましたとおり、年間数十万は経費削減になっていくと思
いますので、できるだけエコということでやりたいと思います。
以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
「討論なし」と認めます。
これから、議案第 47 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

(賛成 12 : 反対 0)

「賛成多数」です。

議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 48 号平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第 48 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議員

1 点だけお聞きします。7 ページの委託料について、先程の一般会計の方でもありましたが、委託についてもう少し今後検討をしていくべきではないかと思えます。特にこの高医療費要因分析委託料、あるいは国保安定化計画策定委託料については、これは現場の保健師の方の職員の方が一番この内容については分かっているように思えます。何が原因で高医療費になるのかいうのも全て現場の職員の方は把握されとうではないのかなあ。特に国保安定化計画策定委託料について、これにつきましては、前にも少し質疑をした中で、業者が作って出してきたその内容、実際現場の職員の方は実施されていなかったというような事例も何点か出てきたことがありますんで、ここの内容については現場の保健師なり、それにたずさわる職員の方が考えて、職員自ら作成して実行された方がより実績が上がるのではないかと考えますんで、ここの委託についてはもう少し検討をされるほうがいいんじゃないかと思えますんで、そこらのところのお考えをお聞かせ下さい。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

北山議員さんの先程のご提言、そのとおりかと私は思います。ただ今回のこの分析をするにあたっては、やはり国とか県また町のあらゆるデータから専門的にですね、数字的なものを加味しまして、分析を要するというので、やはり保健師等も町内ですね、高医療の原因とかいうのは充分把握はしていると思うんですが、このデータを基になお保健師の分析等を、また保健師の何ていうんですかね、町内の美波町の方がどのような疾病が多いとか、そういうふうな分析を基にまた指導の手段になると思いますので、やはりこの件に関しては業者でお願い

して、なおそれを踏まえての国保だよりでは美波町独自のお便りを作っていて、住民の方にお示しをできたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議

長

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 49 号平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設課長
議

(議案第 49 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 49 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 50 号平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

岡本病院事務長

日和佐病院事務長
議

(議案第 50 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

永本議員

5 番 議 員

町長にお聞きします。この設計委託料 90,000 千万、それから地質調査土地測量委託料計の 108,000 千円ですが、まだ用地が購入できてないのにですね、こういうことは土地所有者に対して一番失礼なことではないんかなあと思うわけで、鑑定委託料についてはまあこれは必要かと思うんですが、用地購入の見通しについていうんはどないなっとんでしょうかね。普通民間であろうが、公共団体であろうが、土地の無いところに建物を建てるやいうことありえない話で、例えば民間の場合だったら大変なことになるわね。よその土地、設計しよるようなことはばれていたらえらいことが怒られる。公共工事やって同じではないんかなあと思うんですね。ほのあたりどのように考えられ取るか。

議
町

長 町長

町の考え方も永本議員がおっしゃられたことと同じでございます。本来なら手順でいくなればですね、用地取得ができてから設計業務に入っていくというようなのが通常の手続きかなあというふうに考えておるところでございますけれども、今回の場合には平成 25 年度中の工事着手っていうこともございまして、設計について急がないとならないようなことがございましたから、ただそうでもあるにもかかわらず議会にこの予算をお認めをいただけないと前に進めないというようなジレンマの中から、私共といたしましては地権者 5 名の方に対しまして事前にですね、ほのこの方針が議会で議決されたならば、土地を提供していただくっていうことについて同意をいただけるかというようなことをお話しをさしていただきまして、5 名の方から用地の土地提供確約書ということで、確認をいただいております。ですから今議員がご心配されているいわゆる用地取得ができていないのに設計を組むことに対して、土地の地権者の方に対して失礼にあたらなかっていう点につきましては、事前に配慮さしていただいているというように感じているところでございます。ですから土地の所有者の方に対しましては、本日先般先に議決いただきましたけれども、医療体制の整備方針が議決なり、この補正予算につきまして議決をいただきますとただちに鑑定委託に出しまして、それを基づきまして用地交渉さしていただき、そして妥決ができた段階で議会に対して用地取得の予算なり議案を提出さしていただくというような手はずで進めたいと思っておりますので、そういったことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議

長 他に質疑

北山議員

7 番 議 員

将来のことで1つお聞かせを願いたいと思います。この1ページの他会計負担金ですが、これは日和佐病院の運営資金を由岐病院から借りて、ほれの支払というようなこうかたちというか説明があったんですが、今後新病院が出来た場合、町立病院と保健センターっていうようなかたちになった場合も、同じようなかたちになっていくのかどうか、そこらのところちょっと、1つの町立病院というように中に保健センターが組み込まれるのか、ほこらのところ後学のために教えていただきたいと思います。

議 町

長 町長

ただ今のご質問でございますけれども、2病院を統合して新病院となりますから、美波町立病院企業会計の中には、今は由岐病院・日和佐病院を個別に分かるようにということとさせていただいておりますけれども、1つの病院会計になりますから、それはもう1つになってしまいます。資金についても持ち合わせっていうことになってまいります。もう1つ保健センターの方は診療所っていうことになりますので、新しい病院事業会計には入りません。阿部診療所の特別会計があるように、特別会計扱いっていうような会計処理になってまいります。ですから分かれるっていいですかね、というようなことをご理解いただけたらと思います。

議

長 他に

向山議員

8 番 議 員

私からは1点お伺いしたいと思います。土地鑑定委託料の1,000千円の計上がありますけれども、これにつきましては先般私が議会運営委員会で質問しましたけれども、委託先は1業者であるというご答弁をいただきました。今回はですね、非常に面積も過大でありますし、金額も大きな金額になるかと思っておりますので、できればですね、複数の鑑定業者に依頼した方が地権者に対してもよりこう適正な金額が提示されるのではないかと考えておりますので、そのあたりですね、1業者で問題はないのかどうか、町の考え方をお聞きしたいと思います。

議

長 総務課長

総務企画課長

土地の鑑定評価業務でございますけれども、もちろん土地鑑定を行っていただくには土地鑑定の資格を持った業者でないとできませんので、そういった資格を持った業者をお願いすることといたしております。ですからそういった資格の下で行われ

る鑑定でございますので、1社でございますしても信頼のおける価格が出していただけたらと思っております。ですから鑑定の仕方でございますけれども、大きな土地ではございますけれども、ある程度何箇所かその土地の全て1筆ずつ測るのではなくてですね、その必要な箇所数について3点ほど基準を決めて、それからある程度そこから離れている距離とかですね、使いやすさといえますか、いろんな面から鑑定をいただくことといたしておりますので、その3点を決めて全ての土地を、そこから基準をおいだして評価していただくというか、そういった法方でございますので、1業者であっても特に問題はないと考えております。

議 8 番 議 員 長 向山議員
今の質問、答弁で分かりましたけれども、尚且つですね、ちょっと前例なんかも参考にさせていただいてですね、ご検討を加えていただければありがたいかなあと思っております。

議 長 これらで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
「討論なし」と認めます。
これから、議案第50号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11：反対 1)

「起立多数」です。

議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長 議 長 (議案第51号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

ます。

「起立多数」です。

(賛成 12 : 反対 0)

議案第 52 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 11 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査及び、本定例会で、総務産業建設委員会付託されました請願書の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 24 年 第 2 回 美波町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 11 時 30 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 24年 7月 12日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

北山 朝彦

議会議員

向山 篤宏